

子どもの声が響くまち—北杜

北杜市次世代育成支援後期行動計画

山梨県 北杜市

平成 22 年 3 月

あいさつ

山梨県の北西部に位置する北杜市は、日本を代表する美しい山岳景観や清らかな水資源にも囲まれた、次世代を育成するのにふさわしい豊富な資源に恵まれた地域です。

この豊かな自然環境の中で、豊かな心を持つ子どもたちの育成を目指し、子育て支援の分野の総合的な計画として「北杜市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

北杜市は、人口減少と急速な少子高齢化が進行しており、「ふるさと存続の危機」といえるような深刻な状況です。

これまでも、全国的に珍しい保育料の第2子以降無料化を実現するなど少子化対策を進めてきたところですが、今後5年間は策定した次世代育成支援行動計画に基づき、より一層少子化対策を推進してまいります。

この計画では、子育て世代に魅力的な子育てしやすいまちを目指し、「子育て支援の充実」と「子育て世代に魅力のあるまちづくり」を主要施策の2本柱として掲げました。地域の豊かな自然資源等を活用しつつ実体験を重視した「原っぱ教室」の推進、子育て世代に魅力的な観光地の整備を目指す「ベビーズヴァカスタウン」の推進等も含め、子育て支援を総合的に推進することにより、若者が住みたい子どもや子育てに優しいまちを築きあげていきます。

北杜市の次代を担う子どもたち＝杜っ子が、健やかに成長し、市の特色を創り、ふるさと北杜市が活性化されるように、その環境の整備に努めます。市民の皆さまと共に、「子どもの声が響くまちー北杜」の実現に向けさらに邁進していきたいと考えております。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議賜りました北杜市次世代育成支援行動計画策定協議会の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。



平成 22 年 3 月

北杜市長 白倉 政司

目次

I. 総論	1
1. 計画策定の主旨	1
II. 市の現状	7
1. 人口・世帯	7
2. 出生・結婚	14
3. 保育	19
4. 就学	25
5. 就業	33
6. 健康・保健	36
7. 安全	47
III. 次世代育成支援施策方針	49
1. 基本理念	49
2. 基本的な視点	49
3. 基本方針	50
4. 推進体制（庁内の連携・地域との連携）	51
5. 後期計画における市の基本的な考え方	52
6. 重点プロジェクト	54

IV. 行動計画	55
1. 元気な声が響くまち	55
2. 明るい声が響くまち	61
3. 親子で声が響くまち	66
4. 近隣で声が響くまち	70
5. 地域に声が響くまち	77
6. 杜っ子の声が響くまち	83
V. 目標量	89
付. 資料編	105
1. 後期行動計画の策定経過	105
2. 北杜市次世代育成支援行動計画策定協議会設置要綱	106
3. 北杜市次世代育成支援行動計画策定協議会委員名簿	108
4. 北杜市次世代育成支援行動計画・実態調査（二一ズ調査）概要	109

I. 総論

1. 計画策定の主旨

1. 計画策定の主旨

1 計画の背景

わが国の平成19年度の出生数は、108万9,818人と平成18年度の109万2,674人より2,856人減少し、6年ぶりに増加に転じた前年から再び減少に転じています。出生数の減少は、わが国における年少人口（0～14歳）の減少をもたらしましたが、合計特殊出生率（※）をみると、平成19年度は、平成18年の1.32を0.02ポイント上回る1.34となり、2年連続で上昇しました。平成20年度の出生数は、国の推計では、前年を若干上回ると見込まれているものの、少子化の進行は歯止めがかかっていない状況です。

一方、本市における出生数は、平成18年度に285人と初めて300人台を割り込んで以降、徐々に減少しており、平成21年度は257人となっています。また、合計特殊出生率は、平成17年に1.31であったものの、平成18年は1.29、平成19年は1.11と減少傾向にありました。平成20年に1.25と上昇に転じましたが、国の1.37や山梨県の1.35と比べると大きく下回っており、本市における少子化は、ここ5年の間にも急激に進行していることがわかります。こうした出生数、合計特殊出生率の深刻な状況を背景に、本市の子どもの人口も年々減少傾向にあります。また、平成21年度は就学前児童（0～5歳）が1,867人、小学児童（6～11歳）は2,399人と、就学前児童・小学児童ともに減少傾向にあります。

少子化は、労働の担い手不足や社会保障の担い手の不足など社会の活力低下につながります。また、子育て環境においては、子ども同士のふれあう機会が少なく、競争心や自主性、社会性の形成がしにくくなるのではないかと、様々な影響が懸念されています。

現在、出生率の低下の背景として、主に晩婚化や非婚化が指摘されており、本市でもその傾向がみてとれます。

このような少子化の流れに歯止めをかけるため、これまで、国は、様々な少子化対策を講じてきました。平成11年には「少子化対策推進基本方針」に基づき、「新エンゼルプラン」を策定し、平成14年「少子化対策プラスワン」において少子化への対応として、「子育てと仕事の両立」のみならず「地域における子育て支援」の視点を提示しました。また、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を成立・公布しました。

次世代育成支援対策推進法では、市町村は、国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定するものとしており、本市では、平成17年3月に「子どもの声が響くまちー北杜」を基本理念とする「北杜市次世代育成支援行動計画」（以下「前期計画」という。）を策定しました。

この前期計画策定以降も、前述のとおり、全国的な少子化がさらに進行している状況を踏まえ、国は「子どもと家族を応援する日本重点戦略」（平成19年12月）を策定しました。

この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとし、特にワーク・ライフ・

バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国としても新たな取り組みを進めていく方針を示しています。

また昨今、児童虐待やいじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫等、子どもや若者を取り巻く環境は悪化しており、また、ニートやひきこもり、不登校等の問題が深刻化していることを背景に、子どもや若者を育成支援するための施策を総合的に推進することを目的に、平成 21 年 7 月には「子ども・若者育成推進法」が制定されました。都道府県や市町村は「子ども・若者計画」の策定が努力義務とされています。

本計画は、このような全国的な動向も踏まえつつ、本市におけるこれまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況や課題を整理し、平成 22 年 4 月から始まる新たな行動計画として策定するものです。

※合計特殊出生率……1人の女性が生涯に産する子どもの数の平均

2 計画の目的

「次世代育成支援対策推進法」の施行を受け、本市においても、従来の子育て支援策や母子保健対策を中心とする施策に加えて「地域で一带となった子育て支援」に向けての取り組みが求められます。また、少子化に歯止めをかけ、市に子育て世代が増加し、出生数が増加するためにも、子育てに魅力的な、子育てしやすいまちの形成を図る必要があります。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として、平成 17～平成 21 年度までを期間とする前期計画（「子どもの声が響くまちー北杜」）を策定し、北杜市の全住民を対象とした「地域子育て支援体制づくり」に取り組んできました。

次世代育成支援後期行動計画では、現行の保育サービスや子育て支援、母子保健などの施策の現状と課題を整理し、前期計画を見直しました。その上で、子育て支援の充実に加え、子育て世代に魅力あるまちづくりを目指し、今後実施する具体的な事業を総合的にまとめています。

また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」については、次世代育成支援に関する施策の方針等一部内包していることから、「子ども・若者計画」をも内包する計画とします。

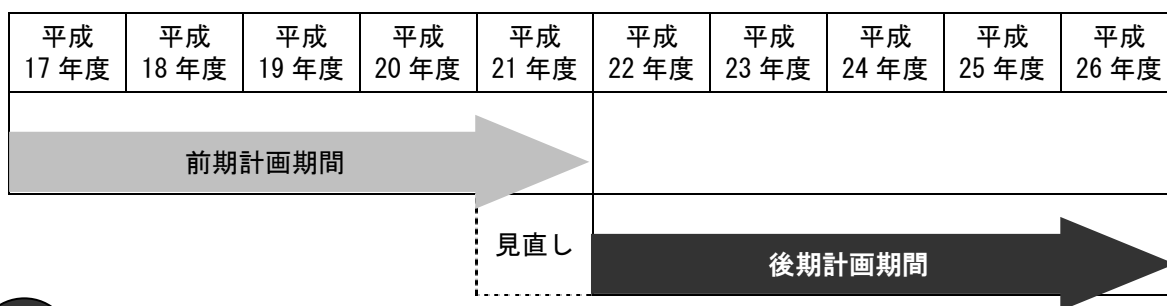
なお、この計画の対象は、概ね 18 歳未満のすべての子どもとその保護者や家庭と、地域団体及び地域住民、企業、社会福祉施設、行政等となりますが、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、雇用等一部については 30 代までを広く対象とします。

3 計画の期間

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」で規定する 10 年間の集中的な取り組み期間のうち、後期の平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間で計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせて、必要に応じて見直しを行います。

計画期間



4 計画の概要

本計画の概要は以下のとおりです。

基本理念（目指す姿） **子どもの声が響くまち—北杜**

基本理念を達成するための基本的な視点

- | | | |
|-------------|-------------------|------------|
| ①子どもの視点 | ④社会全体による支援の視点 | ⑦サービスの質の視点 |
| ②次代の親づくりの視点 | ⑤すべての子どもと家庭の支援の視点 | ⑧地域特性の視点 |
| ③サービス利用者の視点 | ⑥地域の社会資源の効果的な活用 | |

主要施策：施策の方向性

<子育て支援の充実>

- 結婚・出産の支援
- 子育ての経済的負担の軽減
- 子どもの健全育成の支援
- 子育て支援サービスの充実

<子育て世代に魅力あるまちづくり>

- 雇用の場の確保
- 住宅の提供
- 交通手段の確保・充実
- 食育の推進・地産地消の推進
- 子育て世代に魅力的な観光地の整備・充実

達成のための方策：**ふるさと元気！杜っ子づくりプロジェクト**

1 『地域』で育む杜っ子づくりプロジェクト

- 主要施策：①ファミリーサポートセンターの設置・運営、②病児・病後児保育の推進
③原っぱ教育の推進、④放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携の推進

2 『安心』に育む杜っ子づくりプロジェクト

- 主要施策：①結婚・出産支援、②子育ての経済的負担軽減

3 『魅力』で育む杜っ子づくりプロジェクト

- 主要施策：①食育の推進・地産地消の推進、②子育て世代に魅力的な観光地の整備・充実
③交通手段の確保・充実、④雇用の場の確保、⑤住宅の提供

5 計画の体系

基本理念	基本方針
子どもたちの声が響くまち——北杜	<p>元気な声が響くまち ～母子保健・医療体制ネットワークの充実～ 安心して妊娠・出産ができ、母子ともに健康で過せるよう、病気やケガの対応にも心配のないまちを目指します。</p>
	<p>明るい声が響くまち ～教育・思春期保健・スポーツ環境の充実～ 子ども達が将来に夢と希望を持って、日々健やかに健全に成長するまちを目指します。</p>
	<p>親子で声が響くまち ～保育サービスの充実・ワークライフバランスの推進～ 子育て家庭を支援し、仕事と子育てが両立しやすい、親子で楽しい毎日が過せるまちを目指します。</p>
	<p>近隣で声が響くまち ～子育て家庭支援・家庭地域の養育能力の向上～ 近隣で一体となり子どもの成長を見守る、地域一体での子育て意識を持ったまちを目指します。</p>
	<p>地域に声が響くまち ～子どもの権利保障～ 子どもにとって過ごしやすい、子どもが安全に暮らせる、子どもの視点に立った環境整備・基盤整備を進めるまちを目指します。</p>
	<p>杜っ子の声が響くまち ～子ども・子育てにやさしいまちづくり～ 豊富な環境資源に恵まれた北杜市の地域の特性を活かし、食育を推進するとともに、若者を支援することなどにより、若者が住みたい子ども・子育てにやさしいまちを目指します。</p>

施策の展開

施策の方向

1 母子の健康の確保、相談体制の充実

- ・ 出産に関する相談体制の充実
- ・ 乳幼児の健康管理と育児情報の提供
- ・ 小児医療体制の充実
- ・ 地域ネットワークの整備

- お産の場づくりの推進、不妊相談、治療への対応
- 乳幼児健康診査の実施、
- 小児医療費の助成、ホームドクター制の推進
- 子育て支援ネットワークの整備 等

2 生きる力を育む学校教育（原っぱ教育）の推進

- ・ 原っぱ教育の推進と多様な人材による教育の機会づくり

3 思春期保健対策の充実

- ・ 思春期の健康教育の充実

4 スポーツ環境の充実

- ・ 子どもの体力づくり・スポーツの推進と環境整備

- 原っぱ教育の推進、地域人材による体験・参加型教育の推進、キャリア教育の充実
- 生活習慣指導、正しい健康情報の提供、性教育、人権教育の充実、思春期問題を対象とした集団指導
- スポーツ指導者・環境の整備 等

5 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

- ・ 保育サービスの充実
- ・ 保育施設の整備、運営の充実

6 仕事と子育ての両立支援

- ・ 仕事と子育ての両立支援

- 多様な保育ニーズへの対応
- 保育施設の整備、保育にかかわる人材確保と研修体制の充実、市内保育園間の交流
- 男女共同参画意識の醸成、職場と家庭を両立できる環境整備 等

7 すべての子育て家庭に対する支援

- ・ 子育て支援の充実
- ・ 交流機会の確保
- ・ 支援施設・相談窓口の整備充実

8 家庭、地域における養育能力の向上

- ・ 家庭、地域における養育能力の向上

- 病後児保育の検討・実施、放課後児童クラブ、児童館の整備・充実、各種手当等による経済支援
- 多世代交流の推進
- 情報提供体制（HP、ガイドブック等）の充実
- ファミリーサポートセンターの設置など子どもの居場所の確保 等

9 子どもの権利保障のための支援の推進

- ・ ひとり親家庭への支援
- ・ 障害児支援の充実

10 子どもの防犯・事故防止の推進

- ・ 防犯対策の強化
- ・ 安全教育の推進
- ・ 児童虐待等の被害に遭った子どもの保護の推進

- ひとり親家庭の自立支援
- 早期発見と対応体制の充実、家庭負担の軽減、保育事業の充実
- 防犯体制の充実、防犯意識の向上
- 交通安全意識の向上、生活事故安全意識の向上
- スクールカウンセラー等によるカウンセリングの推進、意識啓発 等

11 食育の推進

- ・ 食育の推進

12 子ども・子育てにやさしいまちづくり

- ・ 子ども・子育てにやさしいまちづくり

13 若者への総合的な支援の推進

- ・ 若者（未婚者）の交流促進
- ・ 子ども・若者を含めた一体的な支援の推進

- 食生活と栄養に関する指導・啓発、食と農健康な杜プロジェクトの推進
- ベビーズヴァカスタウンの推進、施設環境の整備・充実、交通手段の確保・充実、住宅の提供、雇用の確保
- 若者（未婚者）の交流促進、結婚祝金
- 子ども・若者のライフステージに応じた支援の推進

Ⅱ. 市の現状

1. 人口・世帯
2. 出生・結婚
3. 保 育
4. 就 学
5. 就 業
6. 健康・保健
7. 安 全

1. 人口・世帯

1 人口

(1) 人口

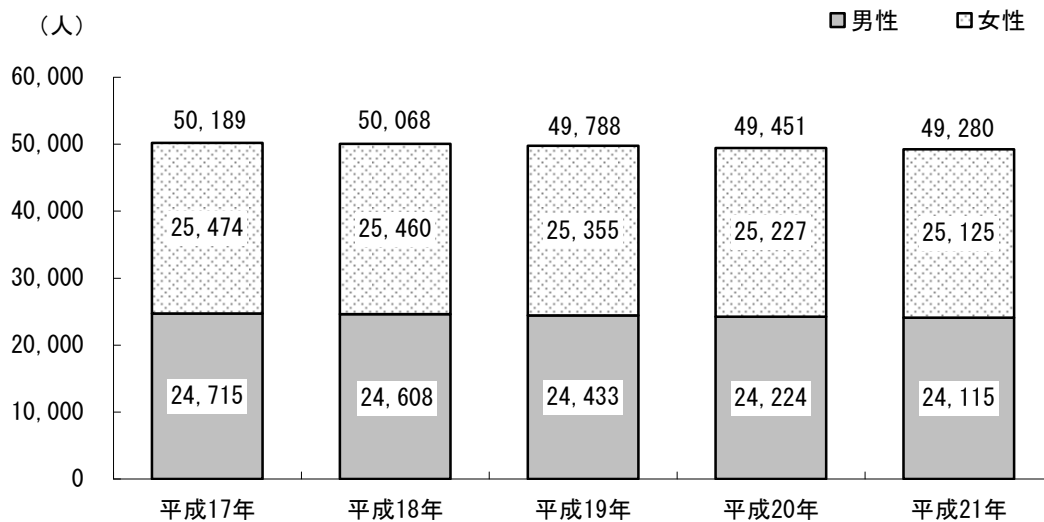
本市の総人口は、毎年、僅かずつ減少傾向で推移しており、平成19年に49,788人と初めて5万人を割り込みました。平成21年住民基本台帳で49,280人となっています。

(人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	50,189人	50,068人	49,788人	49,451人	49,280人
男性	24,715人	24,608人	24,433人	24,224人	24,115人
女性	25,474人	25,460人	25,355人	25,227人	25,125人

資料：住民基本台帳 4月1日現在

【図1-1：人口の推移】



(2) 年齢3区分人口構造

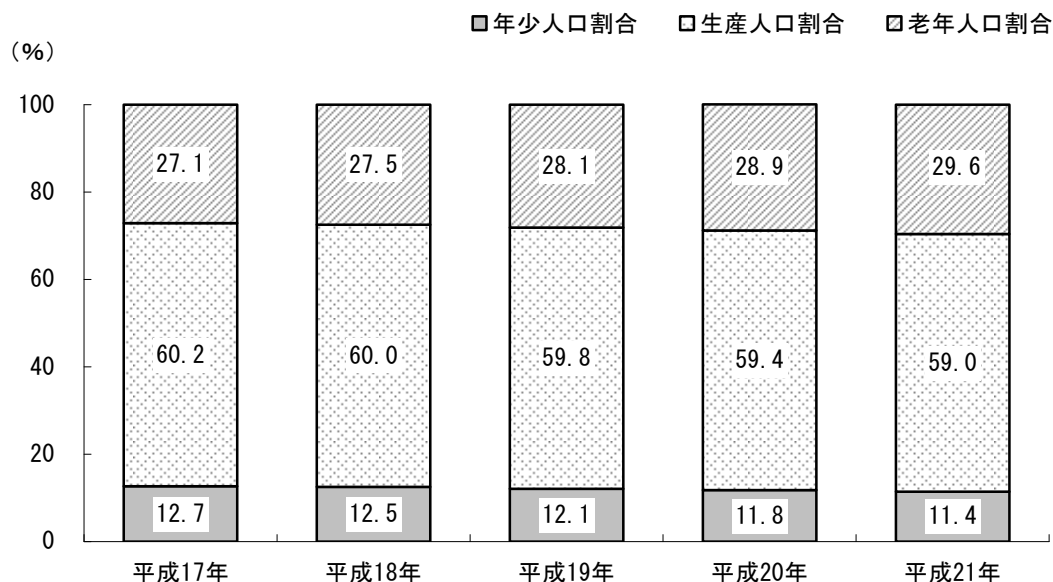
年齢3区分別人口構造の推移をみると、年少人口（0～14歳）および生産人口（15～64歳）は減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあります。平成17年と平成21年を比べると、年少人口では1.3ポイント、生産人口では1.2ポイントの減少の一方で、老年人口が2.5ポイント増加し、本市においても少子高齢化が進行しています。

(上段：人、下段：%)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
年少人口 (0～14歳)	6,369人 12.7%	6,235人 12.5%	5,994人 12.1%	5,819人 11.8%	5,641人 11.4%
生産人口 (15～64歳)	30,207人 60.2%	30,044人 60.0%	29,779人 59.8%	29,358人 59.4%	29,075人 59.0%
老年人口 (65歳以上)	13,613人 27.1%	13,789人 27.5%	14,015人 28.1%	14,274人 28.9%	14,564人 29.6%

資料：住民基本台帳 4月1日現在

【図1-2：年齢3区分人口構造比率】



(3) 人口動態

平成17年から平成21年までの人口動態について、社会増加数は転入が転出を上回る状況が続いています。

一方、出生数から死亡数を差し引いた自然増加数は、平均約300人から400人減で推移しています。死亡数は平成17年以降、平均約650人前後で推移し、高齢化が進みつつあることがわかります。

自然増減と社会増減を加算した全体の人口増減は、平成18年以降、4年連続でマイナスに転じました。平成21年は195人減となっており、本市の人口減少傾向は今後も持続する見込みです。

本市の人口減少の背景として、社会増加はみられるものの、自然減少が社会増加を上回っているため、人口減少が進んでいるという状況が挙げられますが、「山梨県定住人口調査」によると、他の自治体と比較して、本市は、社会増加率が高い方に該当している一方で、自然減少率が高い方に該当しているという現状があります。

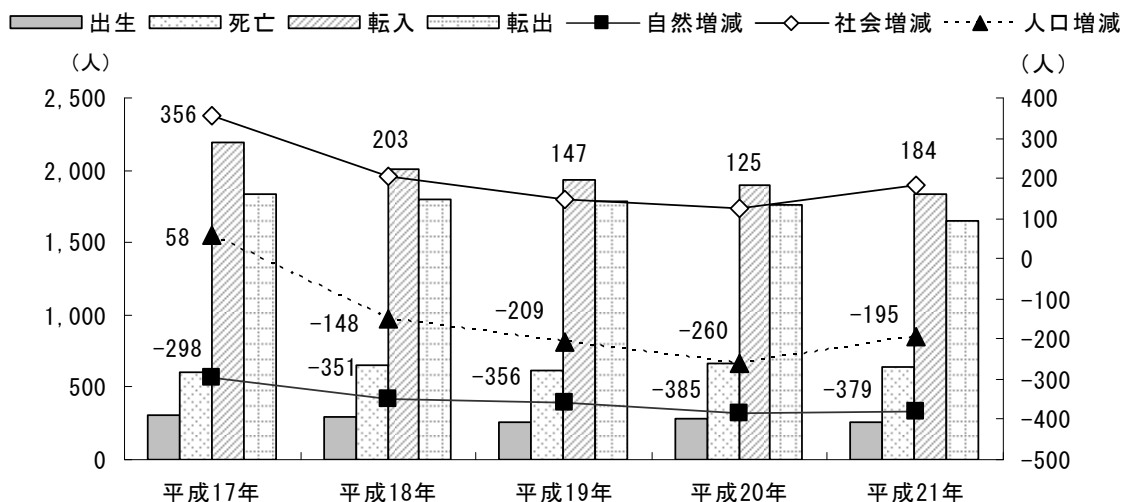
(人)

	人口						人口増減
	自然動態			社会動態			
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成17年	305人	603人	-298人	2,194人	1,838人	356人	58人
平成18年	297人	648人	-351人	2,003人	1,800人	203人	-148人
平成19年	259人	615人	-356人	1,934人	1,787人	147人	-209人
平成20年	279人	664人	-385人	1,892人	1,767人	125人	-260人
平成21年	262人	641人	-379人	1,836人	1,652人	184人	-195人

資料：人口動態調査、常住人口調査

※社会動態のうち平成17年、18年は前年10月1日から登録年9月30日の間の集計

【図1-3：人口動態の推移】



2 世帯

(1) 世帯数と1世帯あたりの平均人数

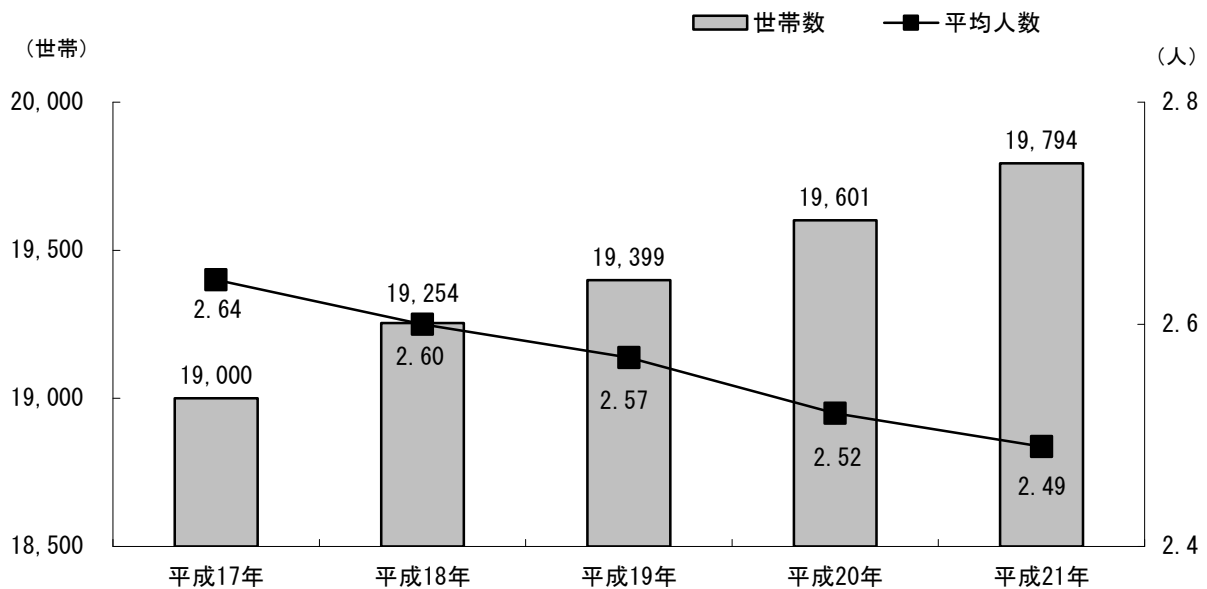
本市の世帯数は平成21年住民基本台帳で19,794世帯となり、平成17年からの推移をみると、世帯数は年々増加しています。平成17年と平成21年を比較すると、約794世帯増加している一方、平均世帯人数は年々減少しており、家族人数の低下が進んでいます。

(上段：世帯、下段：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
世帯数	19,000世帯	19,254世帯	19,399世帯	19,601世帯	19,794世帯
1世帯あたりの平均人数	2.64人	2.60人	2.57人	2.52人	2.49人

資料：住民基本台帳 4月1日現在

【図1-4：世帯数と1世帯あたりの平均人数の推移】



(2) 世帯構成

親族世帯数（親族が同居している世帯）の推移をみると、夫婦と子どものみ世帯とひとり親世帯が増加傾向にあります。平成2年と平成12年を比較すると、夫婦と子どものみ世帯が3.5ポイント、ひとり親世帯が2ポイント増加しています。一般に核家族と呼ばれる夫婦と子どものみ世帯が着実な増加傾向を示していることに加え、ひとり親世帯も増加傾向にあります。

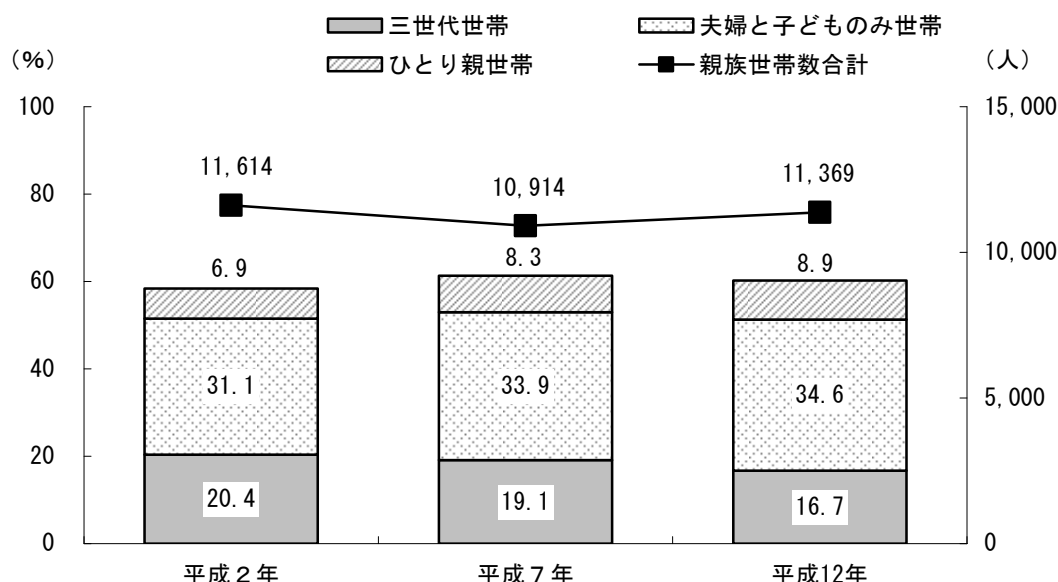
一方、三世帯世帯の減少傾向は顕著で、3.7ポイント減少しています。

(世帯、%)

	平成2年	平成7年	平成12年
親族世帯数 合計	11,614 世帯	10,914 世帯	11,369 世帯
三世帯世帯	2,373 世帯	2,090 世帯	1,900 世帯
	20.4%	19.1%	16.7%
夫婦と子どものみ世帯	3,609 世帯	3,701 世帯	3,938 世帯
	31.1%	33.9%	34.6%
ひとり親世帯	798 世帯	907 世帯	1,017 世帯
	6.9%	8.3%	8.9%

資料：国勢調査

【図1-5：世帯構成比率と親族世帯数合計の推移】



3 子どもの人口

(1) 0～11歳人口

0～11歳までの年齢別人口推移をみると、就学前（0～5歳）が平成19年に初めて2,000人を割るなど、顕著な減少傾向がみられます。また小学児童（6～11歳）も年々減少傾向にあり、平成17年と平成21年を比較すると、就学前は204人、小学児童は358人減少しています。

(人)

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
就 学 前	0歳	288人	300人	281人	261人	277人
	1歳	328人	299人	309人	296人	279人
	2歳	362人	342人	300人	320人	309人
	3歳	358人	375人	351人	301人	333人
	4歳	340人	367人	378人	350人	314人
	5歳	395人	344人	370人	381人	355人
	合計	2,071人	2,027人	1,989人	1,909人	1,867人
小 学 児 童	6歳	397人	407人	344人	375人	387人
	7歳	464人	405人	414人	343人	380人
	8歳	419人	464人	403人	416人	350人
	9歳	458人	421人	468人	401人	416人
	10歳	494人	464人	421人	468人	401人
	11歳	525人	491人	465人	419人	465人
	合計	2,757人	2,652人	2,515人	2,422人	2,399人

資料：住民基本台帳 4月1日現在

2. 出生・結婚

1 出生

(1) 出生数

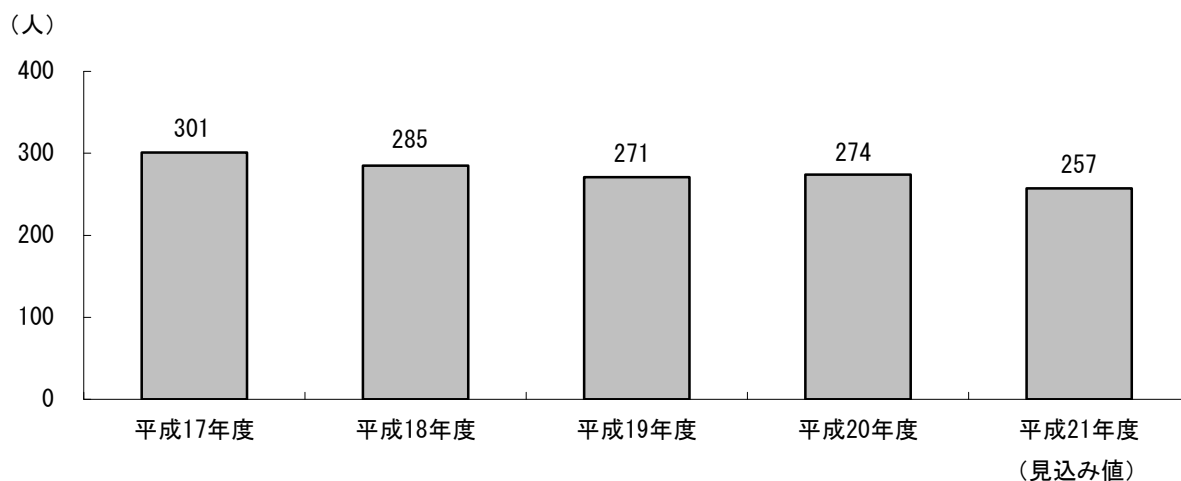
出生数は平成17年度以降、年々減少傾向にあります。平成19年度以降は年間270人程度とほぼ横ばいで、平成21年度（見込み値）は257人となっています。

(人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (見込み値)
出生数	301人	285人	271人	274人	257人

資料：住民基本台帳

【図2-1：出生数の推移】



(2) 母親の出生時年齢階層

母親の出産時年齢階層をみると、30歳前半（30～34歳）が最も高くなっており、平成21年（見込み値）は42.3%となっています。平成17年と平成21年（見込み値）を比較すると、20代後半（25～29歳）は5.2ポイント減少しています。また、20代前半（20～24歳）も平成18年以降、減少傾向が続いており、平成18年と平成21年（見込み値）を比較すると、3.9ポイント減少しています。

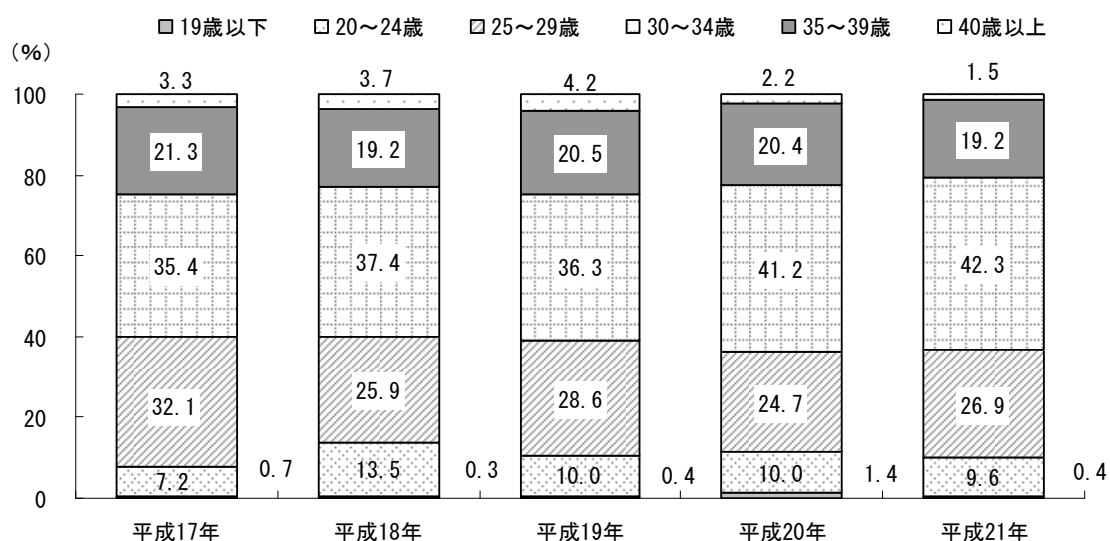
一方で、30歳前半（30～34歳）は6.9ポイント増加していて、本市においても晩産化が進んでいることがわかります。

（上段：人、下段：％）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年 (見込み値)
19歳以下	2人 0.7%	1人 0.3%	1人 0.4%	4人 1.4%	1人 0.4%
20～24歳	22人 7.2%	40人 13.5%	26人 10.0%	28人 10.0%	25人 9.6%
25～29歳	98人 32.1%	77人 25.9%	74人 28.6%	69人 24.7%	70人 26.9%
30～34歳	108人 35.4%	111人 37.4%	94人 36.3%	115人 41.2%	110人 42.3%
35～39歳	65人 21.3%	57人 19.2%	53人 20.5%	57人 20.4%	50人 19.2%
40歳以上	10人 3.3%	11人 3.7%	11人 4.2%	6人 2.2%	4人 1.5%
合計	305人	297人	259人	279人	260人

資料：人口動態統計

【図2-2：母親の出生時年齢階層比率】



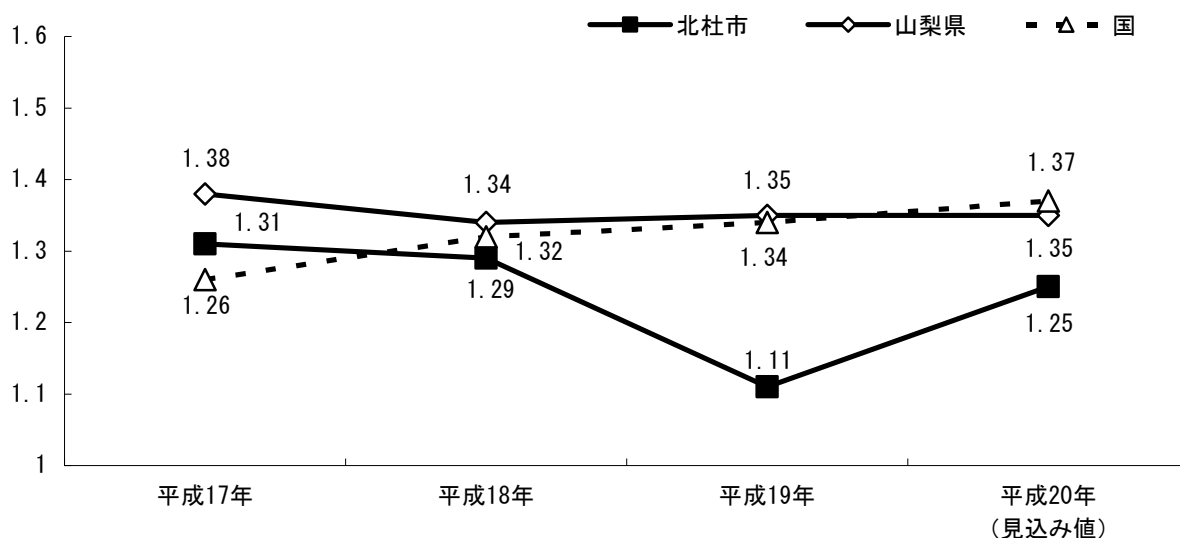
(3) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成17年以降年々低下傾向にありましたが、平成20年に上昇に転じ、1.25（見込み値）となっております。しかしながら、山梨県、国と比較すると、その値は低く、約0.1マイナス幅で推移しています。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年 (見込み値)
北杜市	1.31	1.29	1.11	1.25
山梨県	1.38	1.34	1.35	1.35
国	1.26	1.32	1.34	1.37

※平成22年1月現在、北杜市は見込み値を記載しています。 資料：人口動態統計

【図2-3：合計特殊出生率（国・県との比較）】



2 結婚

(1) 婚姻件数・離婚件数

婚姻件数の推移をみると、平成19年度に増加していますが、全体としては減少傾向にあります。
離婚件数は毎年、微増傾向で推移しています。

(件)

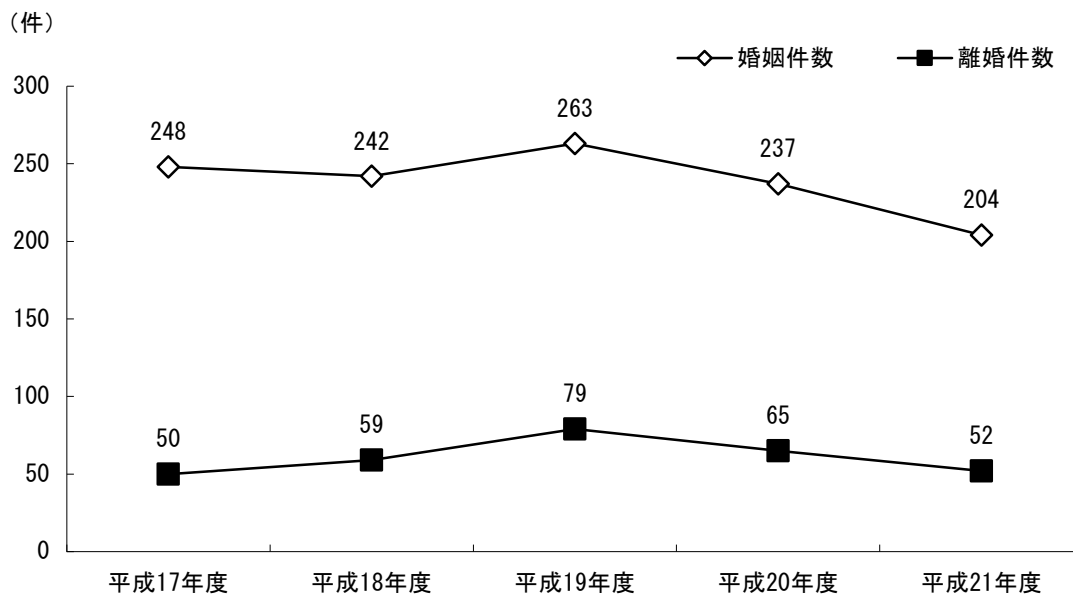
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (見込み値)
婚姻件数	※248件	242件	263件	237件	204件
離婚件数	※50件	59件	79件	65件	52件

資料：市民福祉課

※平成17年度は小淵沢町を除いた数

※平成21年度については、平成21年4～11月の8ヶ月間の実績値に基づき、見込み値を算出しました。

【図2-4：婚姻件数・離婚件数の推移】



(2) 未婚者数

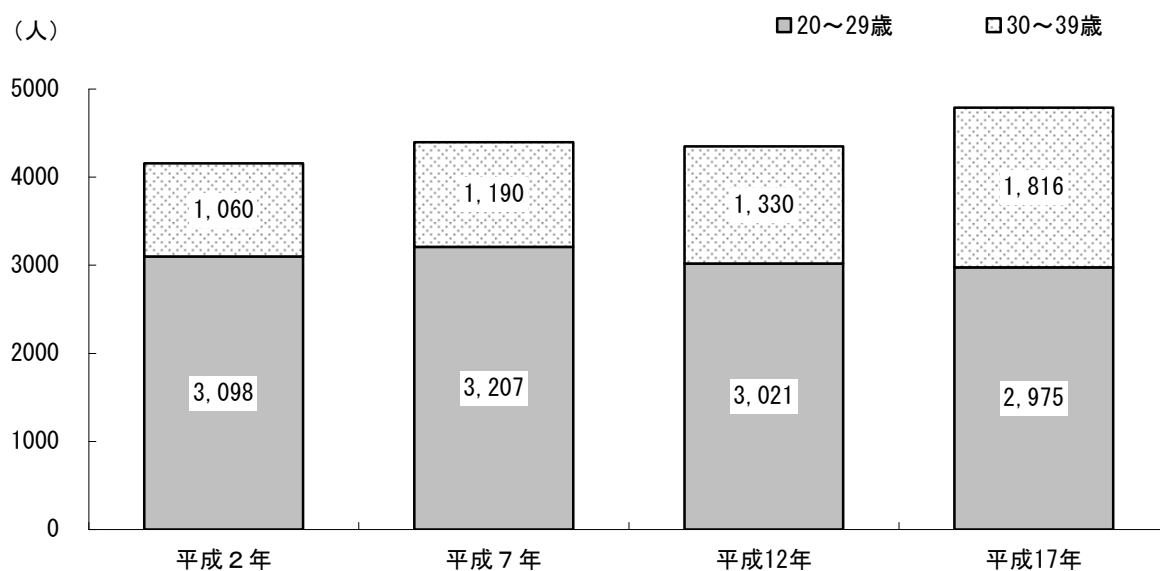
未婚者数は年々増加傾向にあります。20～29歳までの未婚者数は年間3,100人程度とほぼ横ばいとなっていますが、30～39歳の未婚者数の増加が顕著にみられます。

(人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
20～29歳	3,098人	3,207人	3,021人	2,975人
30～39歳	1,060人	1,190人	1,330人	1,816人

資料：国勢調査

【図2-5：未婚者数の推移】



3. 保 育

1 施設の状況

(1) 保育園の状況

本市には保育園が17カ所（公立15カ所、私立2カ所）あり、その内訳は、高根町に5カ所、長坂町に4カ所、明野町と小淵沢町に2カ所、大泉町、須玉町、白州町、武川町に1カ所ずつとなっています。そのうち乳児保育と一時保育は全園で実施されており、休日保育はしらかば保育園の1カ所で実施されています。また、須玉保育園と白州保育園、武川保育園の3カ所に子育て支援センターがあります。

保育施設名	明野保育園	須玉保育園	しらかば保育園	みどり保育園	さくら保育園
設置場所	明野町 小笠原 3891	須玉町 大蔵 795	高根町 箕輪 2270-1	高根町 村山西割 1680	高根町 長沢 2127-1
開所年度	昭和57年4月	平成17年8月	平成13年4月	昭和59年4月	昭和57年1月
保育時間	8:30~16:30				
時間外 保育時間	7:30~8:30 16:30~18:30				
乳児保育 実施の有無	有	有	有	有	有
休日保育 実施の有無	無	無	有	無	無
一時保育 実施の有無	有	有	有	有	有
子育て支援 センター	無	有	無	無	無
施設職員数 (施設長)	1人	1人	1人	1人	1人
施設職員数 (保育士)	(非常勤含) 9人	18人	8人	8人	3人
施設職員数 (その他)	(非常勤含) 2人	4人	2人	2人	1人
施設職員数 合計	12人	23人	11人	11人	5人

資料：児童家庭課 平成21年4月1日現在

保育施設名	わかば保育園	日野春保育園	長坂保育園	秋田保育園	小泉保育園
設置場所	高根町 浅川 266-13	長坂町長坂 下条 1237-3	長坂町長坂 上条 2413-1	長坂町 大八田 3531	長坂町 白井沢 4180
開所年度	平成4年3月	平成10年4月	昭和28年4月	昭和56年4月	平成12年4月
保育時間	8:30~16:30				
時間外 保育時間	7:30~8:30 16:30~18:30				
乳児保育 実施の有無	有	有	有	有	有
休日保育 実施の有無	無	無	無	無	無
一時保育 実施の有無	有	有	有	有	有
子育て支援 センター	無	無	無	無	無
施設職員数 (施設長)	1人	1人	1人	1人	1人
施設職員数 (保育士)	3人	5人	7人	6人	5人
施設職員数 (その他)	1人	3人	3人	2人	3人
施設職員数 合計	5人	9人	11人	9人	9人

保育施設名	いずみ保育園	小淵沢東保育園	小淵沢西保育園	白州保育園	武川保育園
設置場所	大泉町 谷戸 2927-2	小淵沢町 上笹尾 1163	小淵沢町 6851	白州町 白須 1140	武川町 牧原 1146
開所年度	昭和52年4月	昭和32年5月	昭和27年4月	昭和53年4月	昭和35年6月
保育時間	8:30~16:30				
時間外 保育時間	7:30~8:30 16:30~18:30				
乳児保育 実施の有無	有	有	有	有	有
休日保育 実施の有無	無	無	無	無	無
一時保育 実施の有無	有	有	有	有	有
子育て支援 センター	無	無	無	有	有
施設職員数 (施設長)	1人	1人	1人	1人	1人
施設職員数 (保育士)	9人	7人	9人	9人	10人
施設職員数 (その他)	3人	2人	3人	2人	3人
施設職員数 合計	13人	10人	13人	12人	14人

資料：児童家庭課 平成21年4月1日現在

保育施設名	三葉保育園	聖ヨハネ保育園
設置場所	明野町 下神取 431-1	高根町 清里 3545
開所年度	昭和 27 年 4 月	昭和 34 年 5 月
保育時間	8 : 30 ~ 16 : 30	
時間外 保育時間	7 : 30 ~ 8 : 30 16 : 30 ~ 18 : 30	7 : 45 ~ 8 : 30 16 : 30 ~ 18 : 30
乳児保育 実施の有無	有	有
休日保育 実施の有無	無	無
一時保育 実施の有無	有	有
子育て支援 センター	無	無
施設職員数 (施設長)	1 人	1 人
施設職員数 (保育士)	(非常勤含) 9 人	9 人
施設職員数 (その他)	(非常勤含) 3 人	3 人
施設職員数 合計	13 人	13 人

資料：児童家庭課 平成 21 年 4 月 1 日現在

(2) 保育園の入所状況

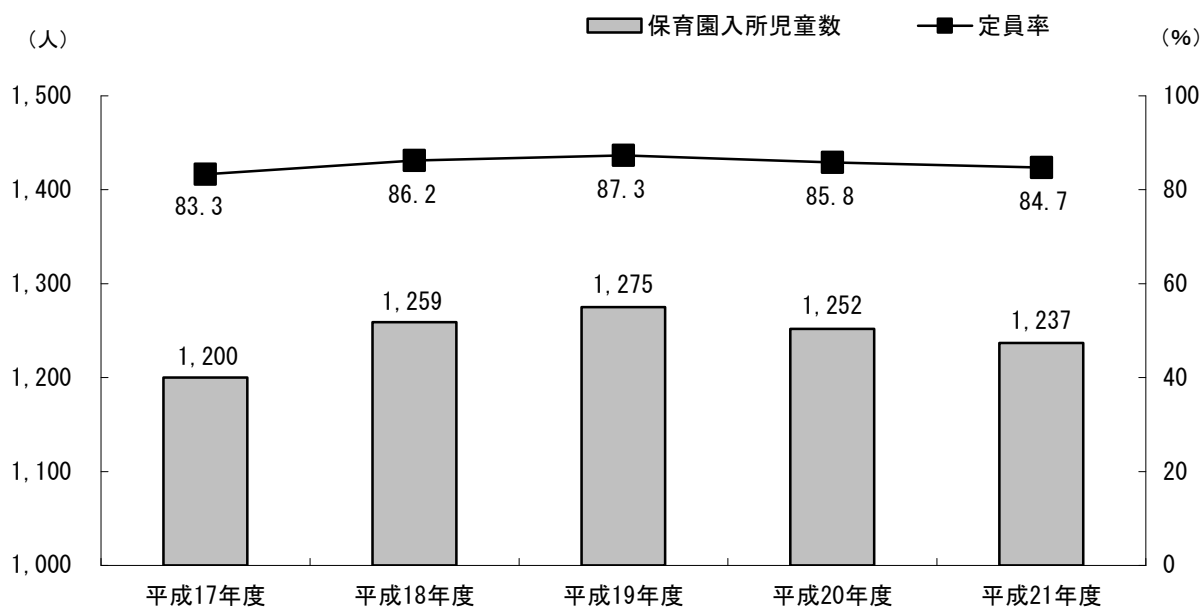
17ヶ所の保育園の平成21年度の総定員数は1,460人で、平成18年度から横ばいとなっており、入所児童数も毎年、約1,200人程度とほぼ横ばいとなっています。定員率としては、約80%で推移しています。

(カ所、人、%)

	保育園数	総定員数	入所児童数				合計	定員率
			0歳児	1,2歳児	3歳児	4,5歳児		
平成17年度	19カ所	1,440人	20人	179人	313人	688人	1,200人	83.3%
平成18年度	17カ所	1,460人	11人	232人	330人	686人	1,259人	86.2%
平成19年度	17カ所	1,460人	21人	228人	308人	718人	1,275人	87.3%
平成20年度	17カ所	1,460人	25人	245人	285人	697人	1,252人	85.8%
平成21年度	17カ所	1,460人	21人	273人	298人	645人	1,237人	84.7%

資料：児童家庭課 平成21年4月1日現在

【図3-1：保育園入所状況の推移】



(3) 保育園の利用率

市内の保育園の利用率は年々増加傾向にあります。平成17年度と平成21年度を比較すると、0～5歳児は7.4ポイント増加し、なかでも1,2歳児の増加が19.5ポイントと突出しています。また、0歳児の利用率も0.3ポイントと微増傾向にあります。

(人、%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
0歳児					
人 口	288人	300人	281人	261人	277人
利用人数	20人	11人	21人	25人	20人
利 用 率	6.9%	3.7%	7.5%	9.6%	7.2%
1,2歳児					
人 口	690人	641人	609人	616人	588人
利用人数	179人	232人	228人	245人	267人
利 用 率	25.9%	36.2%	37.4%	39.8%	45.4%
3歳児					
人 口	358人	375人	351人	301人	333人
利用人数	313人	330人	308人	285人	293人
利 用 率	87.4%	88.0%	87.7%	94.7%	88.0%
4,5歳児					
人 口	735人	711人	748人	731人	669人
利用人数	688人	686人	718人	697人	639人
利 用 率	93.6%	96.5%	96.0%	95.3%	95.5%
0～5歳児					
人 口	2,071人	2,027人	1,989人	1,909人	1,867人
利用人数	1,200人	1,259人	1,275人	1,252人	1,219人
利 用 率	57.9%	62.1%	64.1%	65.6%	65.3%

資料：児童家庭課 平成21年4月1日現在

(4) つどいの広場の状況

市内には、つどいの広場が4ヵ所設置されています。

施設名	はっぴーたんたん	ひよこルーム	つくしんぼルーム	ひまわりルーム
設置場所	高根町 村山東割 1942 旧しらかば保育園	長坂町 大八田 6811-334 長坂共同福祉施設	大泉町 西井出 8240-1 大泉駅前児童館	小淵沢町 6266 小淵沢保健センター
開所年月	平成 14 年 4 月	平成 16 年 10 月	平成 15 年 4 月	平成 19 年 4 月
開所日	月曜日～金曜日	火曜日～金曜日	火、木、金曜日	月、木、金曜日
開所時間	10:00～15:00	9:00～15:00 1～3月は 10:00～15:00	9:00～15:00	10:00～15:00
登録者数	42 組	107 組	79 組	50 組
施設職員数	(非常勤) 2 人	2 人	1 人	2 人

資料：児童家庭課 平成 21 年 4 月 1 日現在

(5) 子育て支援センターの状況

市内には、子育て支援センターが3ヵ所設置されています。

施設名	ニコニコスマイルルーム	こあらルーム	たんぽぽ
設置場所	須玉町大蔵 795 須玉保育園	白州町白須 1140 白州保育園	武川町牧原 1146 武川保育園
開所年月	平成 17 年 9 月	平成 12 年 4 月	平成 13 年 4 月
開所日	月、水、金曜日	火、水、木曜日	火、水、金曜日
開所時間	9:30～15:00		
定員	30 組		
施設職員数	1 人	1 人	1 人

資料：児童家庭課 平成 21 年 4 月 1 日現在

4. 就 学

1 小学校の状況

(1) 小学校別学級数と教員・児童数の推移

本市には現在 15 の小学校があります。全体的に減少傾向で、総児童数を比較すると、平成 17 年
が 2,757 人に対し、平成 21 年度は 2,417 人となっており 1 割以上減少しています。

(クラス、人)

小学校名	明野小学校			須玉小学校		
	学級数	教員数 (本務者)	児童数	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成 17 年度	12 クラス	16 人	271 人	16 クラス	25 人	397 人
平成 18 年度	13 クラス	17 人	277 人	15 クラス	24 人	374 人
平成 19 年度	14 クラス	21 人	272 人	14 クラス	23 人	350 人
平成 20 年度	13 クラス	17 人	264 人	14 クラス	21 人	337 人
平成 21 年度	13 クラス	20 人	267 人	14 クラス	21 人	333 人
小学校名	増富小学校			高根東小学校		
	学級数	教員数 (本務者)	児童数	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成 17 年度	4 クラス	7 人	8 人	6 クラス	11 人	152 人
平成 18 年度	3 クラス	6 人	9 人	6 クラス	10 人	151 人
平成 19 年度	4 クラス	7 人	9 人	6 クラス	10 人	145 人
平成 20 年度	3 クラス	6 人	7 人	6 クラス	11 人	149 人
平成 21 年度	3 クラス	6 人	7 人	6 クラス	11 人	148 人
小学校名	高根西小学校			高根北小学校		
	学級数	教員数 (本務者)	児童数	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成 17 年度	9 クラス	15 人	208 人	6 クラス	11 人	93 人
平成 18 年度	9 クラス	14 人	205 人	6 クラス	11 人	86 人
平成 19 年度	9 クラス	14 人	205 人	6 クラス	10 人	79 人
平成 20 年度	9 クラス	15 人	205 人	6 クラス	11 人	80 人
平成 21 年度	8 クラス	15 人	188 人	6 クラス	13 人	84 人

資料：教育委員会

(クラス、人)

小学校名	高根清里小学校			日野春小学校		
	学級数	教員数 (本務者)	児童数	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成 17 年度	6 クラス	11 人	127 人	6 クラス	10 人	93 人
平成 18 年度	6 クラス	11 人	127 人	6 クラス	10 人	93 人
平成 19 年度	6 クラス	10 人	117 人	6 クラス	10 人	81 人
平成 20 年度	7 クラス	11 人	109 人	6 クラス	10 人	72 人
平成 21 年度	7 クラス	12 人	111 人	7 クラス	12 人	72 人
小学校名	長坂小学校			秋田小学校		
	学級数	教員数 (本務者)	児童数	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成 17 年度	7 クラス	12 人	199 人	6 クラス	11 人	100 人
平成 18 年度	7 クラス	12 人	193 人	6 クラス	10 人	99 人
平成 19 年度	7 クラス	13 人	196 人	6 クラス	10 人	86 人
平成 20 年度	7 クラス	13 人	179 人	6 クラス	10 人	83 人
平成 21 年度	7 クラス	15 人	180 人	7 クラス	11 人	79 人
小学校名	小泉小学校			泉小学校		
	学級数	教員数 (本務者)	児童数	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成 17 年度	7 クラス	12 人	107 人	11 クラス	15 人	271 人
平成 18 年度	7 クラス	12 人	96 人	11 クラス	16 人	257 人
平成 19 年度	7 クラス	11 人	89 人	10 クラス	15 人	227 人
平成 20 年度	7 クラス	11 人	92 人	9 クラス	13 人	213 人
平成 21 年度	7 クラス	11 人	84 人	11 クラス	16 人	224 人
小学校名	小淵沢小学校			白州小学校		
	学級数	教員数 (本務者)	児童数	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成 17 年度	14 クラス	23 人	347 人	9 クラス	15 人	205 人
平成 18 年度	14 クラス	23 人	310 人	9 クラス	14 人	195 人
平成 19 年度	14 クラス	24 人	310 人	9 クラス	14 人	187 人
平成 20 年度	15 クラス	24 人	302 人	8 クラス	12 人	176 人
平成 21 年度	15 クラス	23 人	306 人	8 クラス	14 人	170 人

資料：教育委員会

(クラス、人)

小学校名	武川小学校		
	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成 17 年度	8 クラス	13 人	179 人
平成 18 年度	8 クラス	13 人	170 人
平成 19 年度	8 クラス	14 人	160 人
平成 20 年度	8 クラス	13 人	165 人
平成 21 年度	8 クラス	13 人	164 人

資料：教育委員会

(2) 放課後児童クラブの状況

市内においては13カ所の放課後児童クラブが設置されています。平成21年4月1日現在においては、登録児童数が定員を上回ることもあり、入所率は高くなっています。

放課後児童クラブ名	設置場所	開設時間	長期休業時等 開設時間	定員	※登録児童数	任用指導員数
明野放課後児童クラブ	明野町上手 8310-1	13時～18時 (延長の場合 19時まで)	8時～18時 (延長の場合 19時まで)	45名	40名(7名)	3名
須玉	須玉町若神子 320	〃	〃	50名	51名(1名)	4名
高根東	高根町村山 東割1942	〃	〃	50名	33名(8名)	2名
高根西	高根町村山 西割1675-1	〃	〃	30名	36名	3名
清里	高根町清里 3545	〃	〃	18名	26名(1名)	2名
長坂	長坂町長坂 上条2233	〃	〃	30名	40名(6名)	3名
日野春	長坂町長坂 下条1295-3	〃	〃	30名	17名(1名)	2名
秋田	長坂町大八 田3509	〃	〃	30名	33名(9名)	2名
小泉	長坂町白井 沢4160	〃	〃	30名	24名(2名)	2名
大泉	大泉町谷戸 2870	〃	〃	30名	39名(2名)	3名
小淵沢	小淵沢町 7711	〃	〃	30名	31名(1名)	2名
白州	白州町白須 260-1	〃	〃	30名	31名(1名)	2名
武川	武川町三吹 2161-1	〃	〃	30名	16名(8名)	2名

※登録児童数は長期休みのみ入所する児童数を含む。

資料：児童家庭課 平成21年4月1日現在

※括弧内の数値は長期休みのみ入所する児童数を示す。

(3) 放課後子ども教室推進事業（ほくとワクワク教室）の状況

「放課後子ども教室推進事業」は、本市では「ほくとワクワク教室」として地域の様々な人々の参画を得て、子ども達と一緒に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施しています。本市では、次の7教室にて実施されています。

教室名	ワクワク教室すたま	ワクワク教室 ながさわ	ワクワク教室 kidsこぶち	手作り教室 おもちゃばこ
設置場所	ふれあい館	ながさか図書館	生涯学習センター こぶち	富岡公民館
	須玉町若神子 521-17	長坂町長坂上条 2575-19	小淵沢町 7711	長坂町富岡 93
設立年月	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月
開館曜日	毎週 水曜日	水曜日・土曜日	火曜日・木曜日	月曜日～金曜日
時 間	午後 3 時～5 時	午後 1 時～3 時 午後 4 時～6 時	午後 3 時～5 時	午後 2 時～6 時
職員数 (うち学習アドバイザー)	8 人 (3 人)	14 人 (8 人)	13 人 (4 人)	8 人 (1 人)
教室名	ワクワク教室むかわ	すこやかキッズ クラブ	ワクワク教室 はくしゅう	/
設置場所	武川教育福祉センター	高根町農村環境改善 センター	白州総合会館	
	武川町三吹 2161-1	高根町村山北割 3288	白州町白須 288-1	
設立年月	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月	
開館曜日	木曜日	毎週 水曜日	隔週 水曜日	
時 間	午後 3 時～5 時	午後 3 時～5 時	午後 2 時～5 時半 午後 4 時～5 時半	
職員数 (うち学習アドバイザー)	4 人 (2 人)	12 人	13 人 (6 人)	

資料：児童家庭課 平成 21 年 4 月 1 日現在

(4) 児童館の状況

本市には合計5カ所の児童館があります。

施設名	明野児童館	須玉さわやか児童館	いずみふれあい児童館	大泉駅前児童館	武川児童館
設置場所	明野町上手 5602 明野総合会館内	須玉町 若神子 320	大泉町谷戸 3000 いずみフレンド パーク 子ども図書館内	大泉町 西井出 8240-1	武川町 三吹 2161-1 武川教育 センター内
許可年月	昭和 62 年 8 月	平成 16 年 4 月	平成 10 年 7 月	昭和 41 年 4 月	昭和 51 年 4 月
開館日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日	月曜日、水曜日 第 2、4 土曜日	月曜日～金曜日
開館時間	9:00～18:00	9:00～17:00	9:30～19:00	9:00～17:00 (月曜日、水曜日) 9:00～12:00 (土曜日)	8:30～17:00
放課後児童 クラブの併設	無	有	無	無	有
地域組織 育成の有無	有 (母親クラブ)	無	無	無	無
施設職員数 (施設長)	(非常勤) 0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
施設職員数	(非常勤) 1 人	2 人	1 人	1 人	2 人
施設職員数 合計	(非常勤) 1 人	2 人	1 人	1 人	2 人

資料：児童家庭課 平成 21 年 4 月 1 日現在

2 中学校の状況

(1) 中学校別学級数と教員・生徒数の推移

本市には現在9つの中学校があり、全体的に減少傾向にあります。総児童数は平成17年度が1,517人、平成21年度が1,394人となり、約1割近い減少となっています。

(クラス、人)

中学校名	明野中学校			須玉中学校		
	学級数	教員数 (本務者)	児童数	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成17年度	7クラス	14人	148人	8クラス	17人	192人
平成18年度	7クラス	15人	138人	8クラス	17人	196人
平成19年度	7クラス	15人	129人	8クラス	18人	192人
平成20年度	7クラス	15人	141人	8クラス	18人	195人
平成21年度	6クラス	17人	135人	7クラス	17人	170人
中学校名	高根中学校			長坂中学校		
	学級数	教員数 (本務者)	児童数	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成17年度	10クラス	21人	301人	10クラス	21人	283人
平成18年度	10クラス	21人	308人	10クラス	22人	274人
平成19年度	10クラス	20人	306人	9クラス	19人	275人
平成20年度	11クラス	21人	283人	10クラス	19人	262人
平成21年度	10クラス	22人	278人	8クラス	19人	237人
中学校名	泉中学校			小淵沢中学校		
	学級数	教員数 (本務者)	児童数	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成17年度	5クラス	11人	124人	7クラス	16人	165人
平成18年度	5クラス	11人	125人	7クラス	16人	172人
平成19年度	5クラス	11人	116人	6クラス	14人	156人
平成20年度	5クラス	11人	124人	7クラス	15人	168人
平成21年度	6クラス	15人	122人	7クラス	15人	147人

資料：教育委員会

(クラス、人)

中学校名	白州中学校			武川中学校		
	学級数	教員数 (本務者)	児童数	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成 17 年度	6 クラス	13 人	128 人	3 クラス	11 人	96 人
平成 18 年度	5 クラス	12 人	121 人	5 クラス	11 人	93 人
平成 19 年度	4 クラス	11 人	102 人	5 クラス	11 人	97 人
平成 20 年度	6 クラス	13 人	110 人	5 クラス	11 人	92 人
平成 21 年度	4 クラス	14 人	91 人	4 クラス	13 人	94 人
中学校名	甲陵中学校					
	学級数	教員数 (本務者)	児童数			
平成 17 年度	2 クラス	6 人	80 人			
平成 18 年度	3 クラス	10 人	120 人			
平成 19 年度	3 クラス	10 人	120 人			
平成 20 年度	3 クラス	10 人	120 人			
平成 21 年度	3 クラス	11 人	120 人			

資料：教育委員会



5. 就 業

(1) 産業別就業者数の推移

国勢調査で就業者数の推移をみると、就業者総数は平成2年から平成12年までは減少傾向にありましたが、平成17年に増加に転じました。なかでも、3次産業は平成2年と平成17年を比較すると5,000人近く増加しており、就業者構成比は53.0%とほぼ半数を占めています。一方、1次産業の農業や2次産業の製造業は大きく減少しています。

(人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総 数	23,178人	22,954人	22,405人	26,048人
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1次産業	6,373人	5,245人	4,447人	5,221人
	27.5%	22.9%	19.8%	20.0%
農業	6,321人	5,191人	4,404人	5,175人
林業	45人	46人	39人	39人
漁業	7人	8人	4人	7人
2次産業	7,715人	7,462人	7,096人	7,029人
	33.3%	32.5%	31.7%	27.0%
鉱業	19人	30人	23人	18人
建設業	1,964人	2,203人	2,021人	2,058人
製造業	5,732人	5,229人	5,052人	4,953人
3次産業	9,090人	10,247人	10,862人	13,798人
	39.2%	44.6%	48.5%	53.0%
電気・ガス・熱供給・水道	70人	91人	89人	93人
卸売・小売業・飲食業	2,801人	3,016人	3,138人	※5,201人
金融・保険業・不動産業	547人	536人	546人	544人
サービス業	4,526人	5,356人	5,790人	5,311人
公務・その他	1,146人	1,248人	1,299人	2,649人

※宿泊業含む

資料：国勢調査

(2) 女性就業者数の推移

女性の就業者数は、平成7年に20,000人を超えてから、ほぼ横ばいで推移しています。年代別にみると10歳代と20歳代の就業者数は減少傾向にありますが、40歳代以降年齢層が上がるに従って就業者数が増える傾向がみられます。

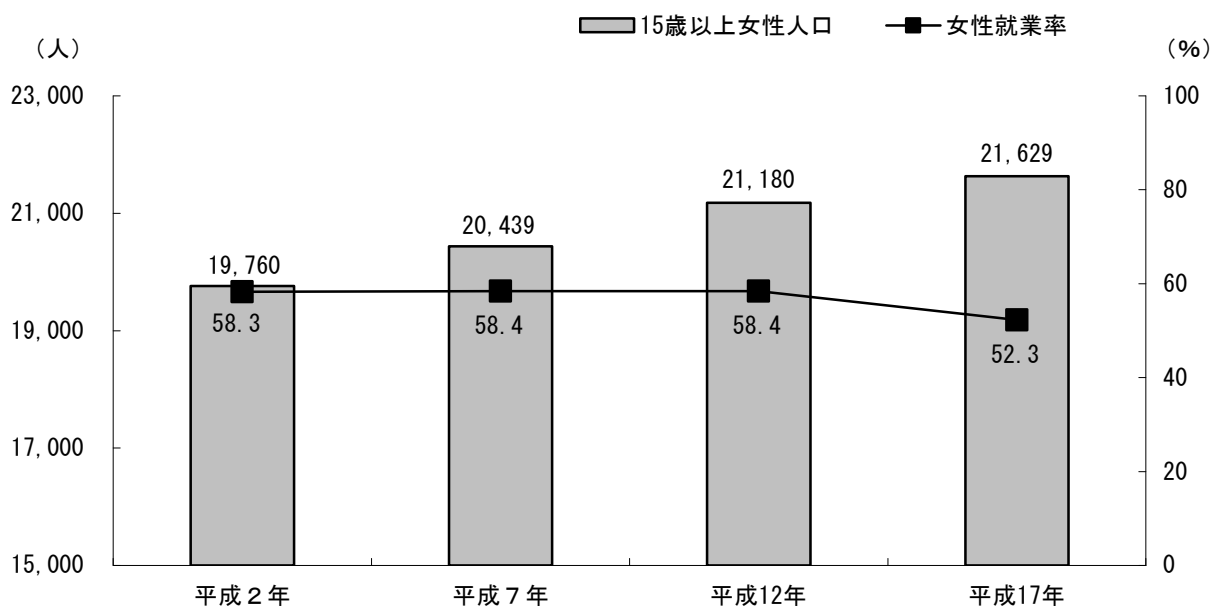
(上段：人、下段：%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
15歳以上女性人口	19,760人	20,439人	21,180人	21,629人
女性就業者数計	11,512人	11,938人	11,854人	11,316人
	58.3%	58.4%	58.4%	52.3%
15～19歳	345人	302人	307人	—
20～29歳	1,542人	1,649人	1,499人	—
30～39歳	1,763人	1,720人	1,762人	—
40～49歳	2,111人	2,354人	2,264人	—
50～59歳	2,179人	2,089人	2,310人	—
60歳以上	3,572人	3,824人	3,712人	—

※平成17年の年齢区分は未集計のため未掲載

資料：国勢調査

【図5-2：15歳以上女性人口と女性就業率の推移】



6. 健康・保健

1 健康診査

(1) 乳児健康診査の結果

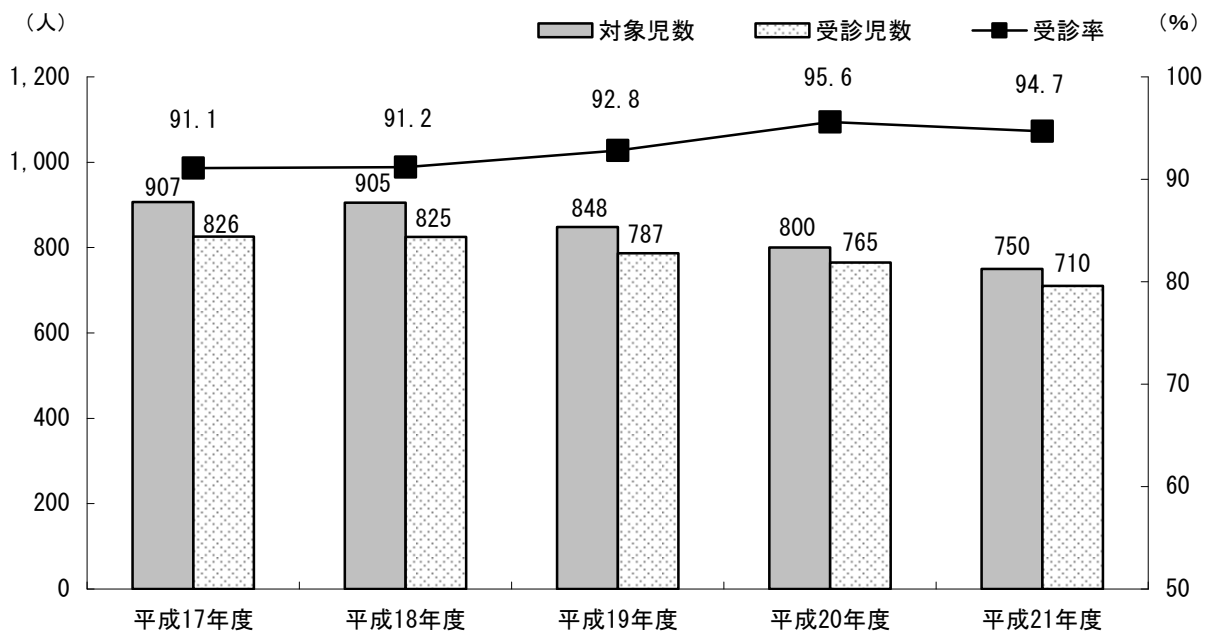
乳児検診は毎年90%以上の受診率となっています。経過観察数は平成18年度に急増したものの、平成19年度以降は130人程度と横ばいで推移しています。一方、要治療数は増加の傾向にあり、平成21年度は25人となっています。

(人、%)

	対象児数	受診児数	受診率	経過観察	要精密検査	要治療
平成17年度	907人	826人	91.1%	34人	11人	10人
平成18年度	905人	825人	91.2%	161人	17人	21人
平成19年度	848人	787人	92.8%	132人	18人	25人
平成20年度	800人	765人	95.6%	136人	12人	29人
平成21年度	750人	710人	94.7%	120人	10人	25人

資料：健康増進課

【図6-1：乳児健診児童数と受診率の推移】



(2) 乳児健康診査・経過観察の内訳

経過観察を要する子どもの内訳をみると、「発達の遅れ」や「体重管理」が最も多く、30人前後となっています。次いで「離乳食の内容」、「保護者の関わり」「血管腫」の順となっており、微増傾向にあります。

(人)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経過観察者数		34人	161人	132人	165人	120人
経過観察の内訳 (重複あり)	湿疹・アトピー		10人	0人	7人	5人
	発達の遅れ		40人	30人	31人	20人
	体重管理		26人	36人	30人	20人
	股関節の硬さ		2人	1人	0人	2人
	離乳食の内容		9人	12人	13人	12人
	母乳やミルクを吐く		1人	0人	0人	2人
	血管腫		2人	3人	11人	3人
	保護者の関わり		6人	7人	13人	15人
	口唇裂		0人	0人	0人	0人
	生活のリズムの乱れ		0人	0人	1人	4人
	アレルギー		0人	0人	1人	2人
	便秘		0人	1人	0人	0人
	下痢		2人	0人	0人	0人
	心雑音		4人	8人	5人	1人
	陰のう水腫		0人	2人	0人	1人
	停留睾丸		4人	2人	2人	1人
	包茎		0人	0人	1人	0人
上の子対応		0人	0人	0人	2人	
その他			55人	46人	50人	30人

※平成17年度の内訳は未調査

資料：健康増進課

(3) 1歳6ヵ月児健診の結果

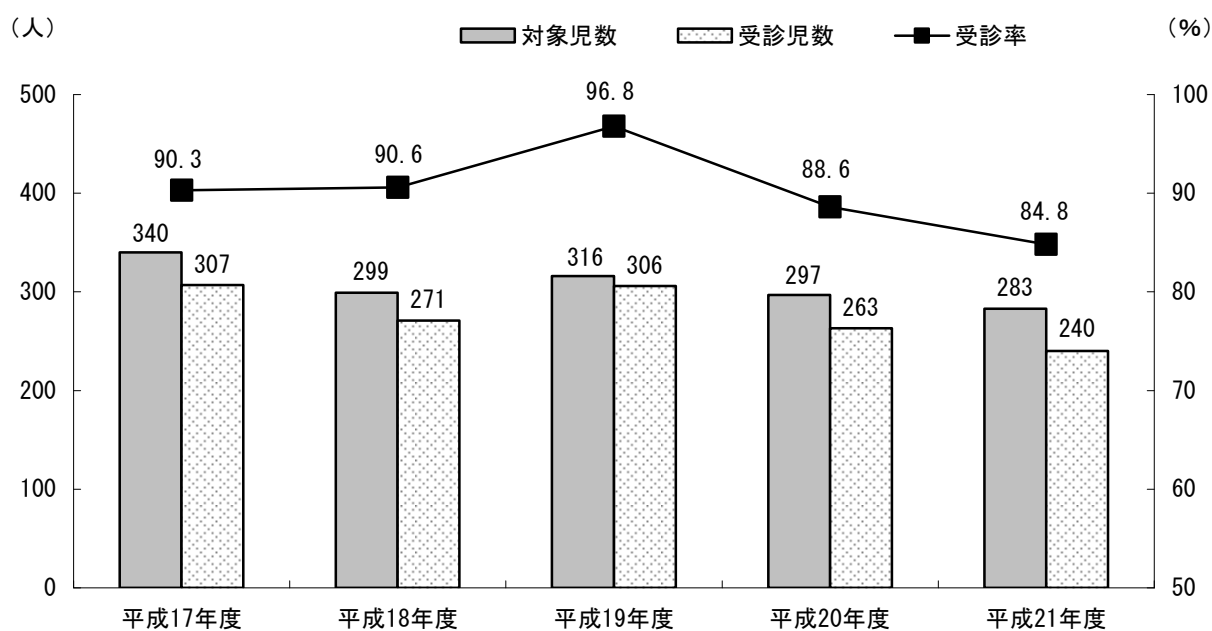
1歳6ヵ月児健診は平成17年度以降、90%以上の受診率となっていました。平成20年度からは、80%台となっています。また平成21年度に要継続指導数と要経過観察数が50人程度増加しています。

(人、%)

	対象児数	受診児数	受診率	健康	要継続指導	要経過観察	要精密検査	要治療	不明
平成17年度	340人	307人	90.3%	249人	25人	18人	6人	4人	5人
平成18年度	299人	271人	90.6%	225人	18人	19人	7人	2人	0人
平成19年度	316人	306人	96.8%	218人	47人	25人	5人	11人	0人
平成20年度	297人	263人	88.6%	67人	106人	68人	7人	15人	0人
平成21年度	283人	240人	84.8%	60人	103人	60人	5人	12人	0人

資料：健康増進課

【図6-2：1歳6ヵ月児健診児童数と受診率の推移】



(4) 3歳児健診の結果

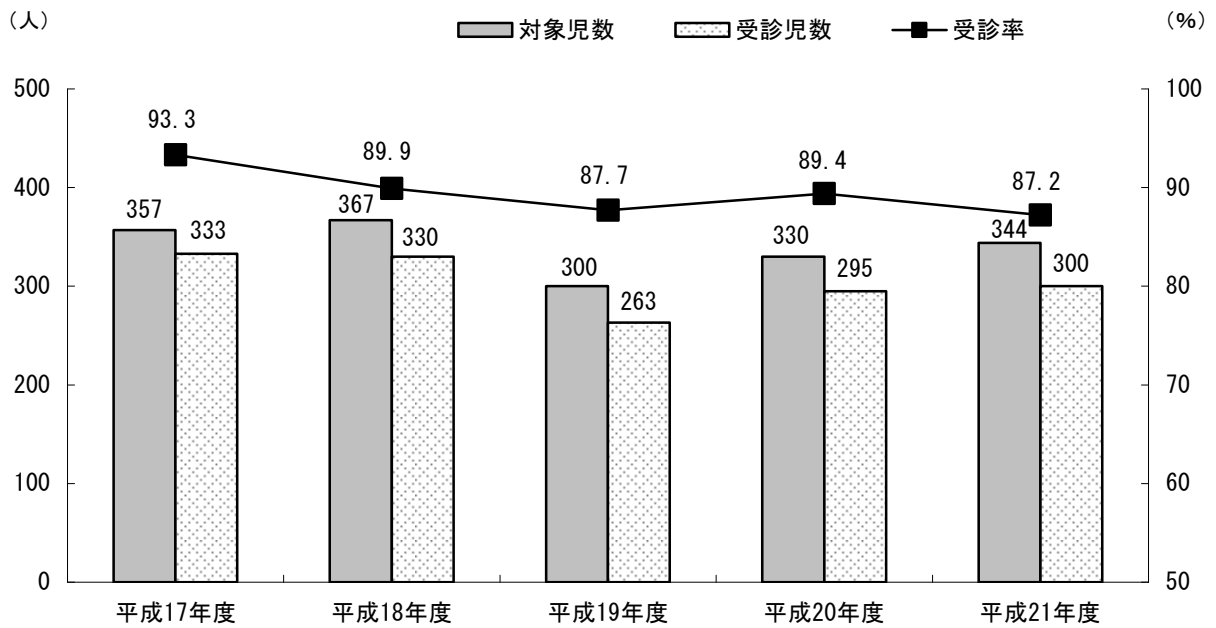
3歳児健診の受診率は平成18年度以降、80%台後半となっています。また、平成20年度の要経過観察数が118人と著しい増加となるなど増加傾向にあります。

(人、%)

	対象児数	受診児数	受診率	健康	要継続指導	要経過観察	要精密検査	要治療	不明
平成17年度	357人	333人	93.3%	267人	31人	25人	5人	3人	2人
平成18年度	367人	330人	89.9%	299人	5人	15人	7人	4人	0人
平成19年度	300人	263人	87.7%	182人	27人	45人	1人	8人	0人
平成20年度	330人	295人	89.4%	84人	71人	118人	2人	20人	0人
平成21年度	344人	300人	87.2%	129人	60人	96人	8人	7人	0人

資料：健康増進課

【図6-3：3歳児健診児童数と受診率の推移】



2 歯科検診

(1) 歯科検診 1歳6ヵ月児の結果

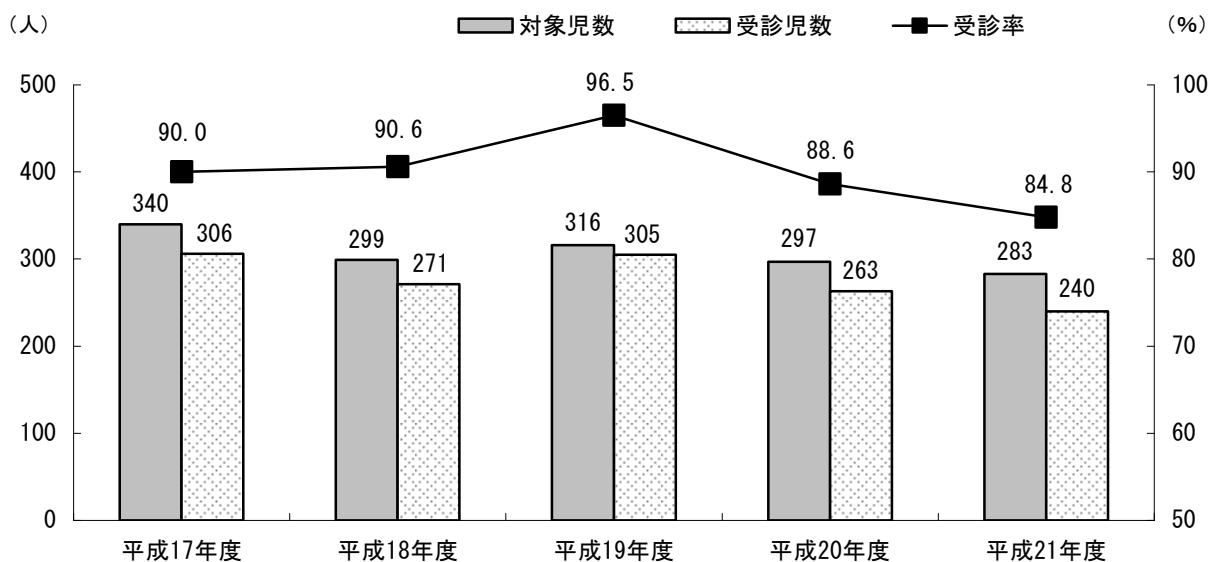
1歳6ヵ月児では、受診率は90%台で推移しています。「う歯あり」は平成20年度に3%台に減少に転じたものの、5%台で推移しています。

(人、%)

	対象児数	受診児数	受診率	う歯あり		う歯なし	
				人数	割合	人数	割合
平成17年度	340人	306人	90.0%	16人	5.2%	290人	94.8%
平成18年度	299人	271人	90.6%	15人	5.5%	256人	94.5%
平成19年度	316人	305人	96.5%	17人	5.6%	288人	94.4%
平成20年度	297人	263人	88.6%	9人	3.4%	254人	96.6%
平成21年度	283人	240人	84.8%	14人	5.8%	226人	94.2%

資料：健康増進課

【図6-4：1歳6ヵ月児歯科健診児童数と受診率の推移】



(2) 歯科検診2歳児の結果

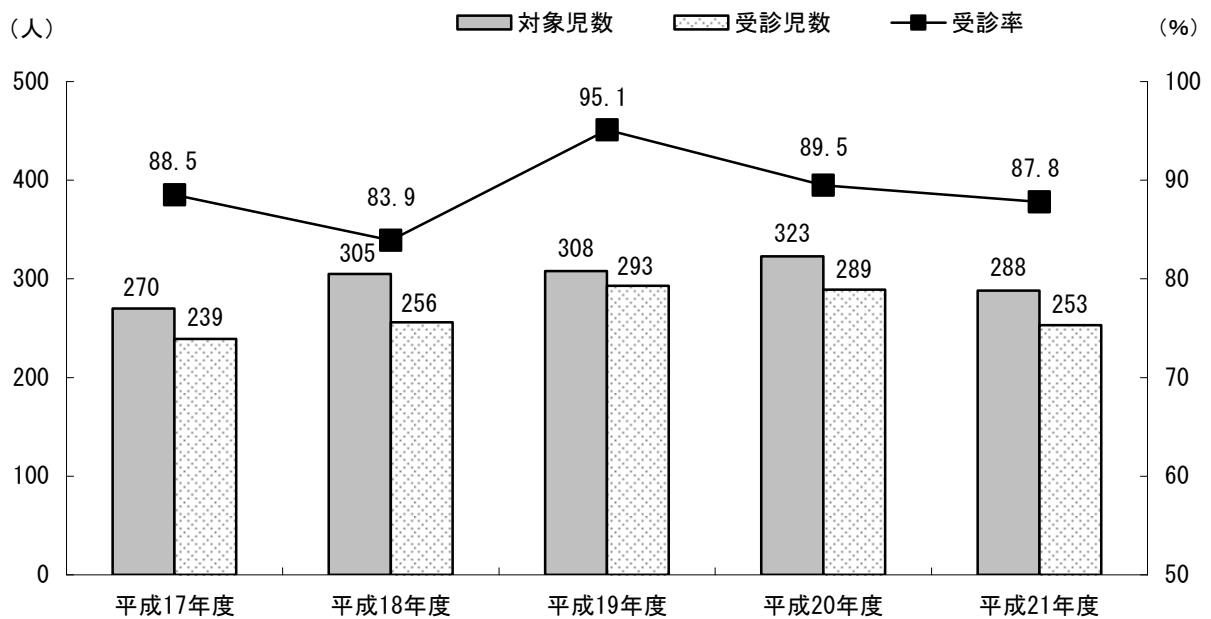
2歳児では、受診率は80%前後で推移しています。平成17年度と平成21年度を比較すると、「う歯あり」が0.3ポイント、「う歯なし」が0.1ポイントそれぞれ増加しています。

(人、%)

	対象児数	受診児数	受診率	う歯あり		う歯なし		不明	
				人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成17年度	270人	239人	88.5%	37人	15.5%	201人	84.1%	1人	0.4%
平成18年度	305人	256人	83.9%	30人	11.7%	224人	87.5%	2人	0.8%
平成19年度	308人	293人	95.1%	34人	11.6%	259人	88.4%	0人	0.0%
平成20年度	323人	289人	89.5%	29人	10.0%	260人	90.0%	0人	0.0%
平成21年度	288人	253人	87.8%	40人	15.8%	213人	84.2%	0人	0.0%

資料：健康増進課

【図6-5：2歳児歯科健診児童数と受診率の推移】



(3) 歯科検診3歳児の結果

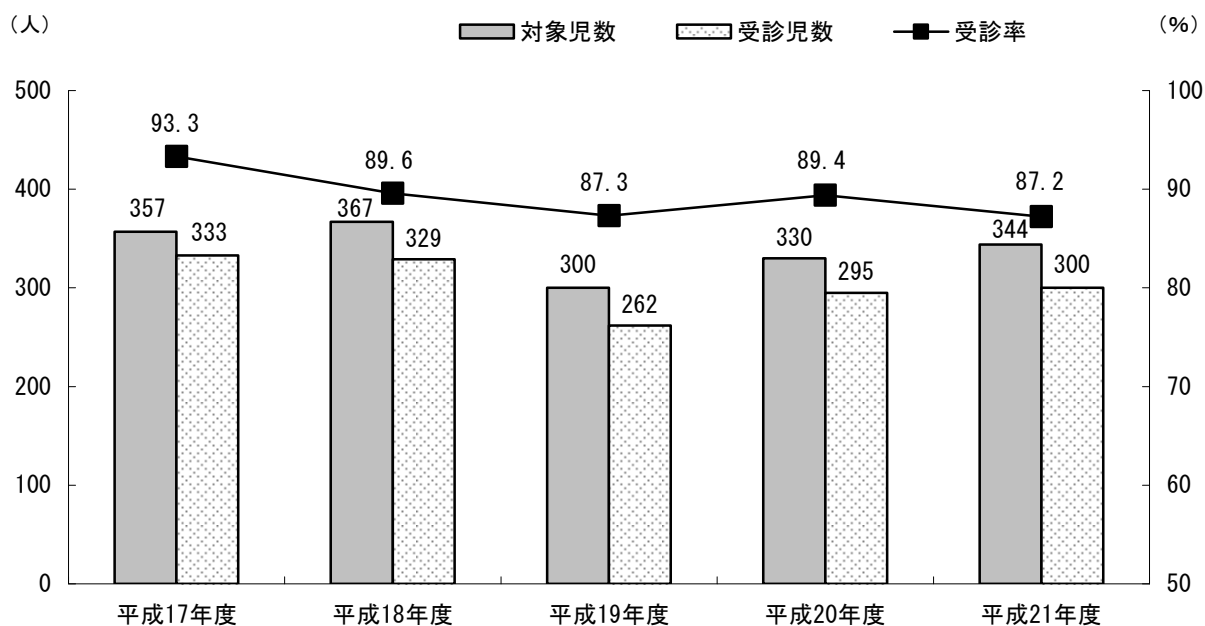
3歳児では、受診率は90%前後で推移しています。3歳児では約3割と年齢が上がるのに伴い「う歯あり」の割合が高くなっています。

(人、%)

	対象児数	受診児数	受診率	う歯あり		う歯なし	
				人数	割合	人数	割合
平成17年度	357人	333人	93.3%	135人	40.5%	198人	59.5%
平成18年度	367人	329人	89.6%	100人	30.4%	229人	69.6%
平成19年度	300人	262人	87.3%	70人	26.7%	192人	73.3%
平成20年度	330人	295人	89.4%	91人	30.8%	204人	69.2%
平成21年度	344人	300人	87.2%	90人	30.0%	210人	70.0%

資料：健康増進課

【図6-6：3歳児歯科健診児童数と受診率の推移】



3 保健指導

(1) 母子健康手帳の交付数

母子健康手帳の交付数は、平成 21 年度（見込み値）は 270 件となっており、平成 17 年度と比べると大幅に減少しています。

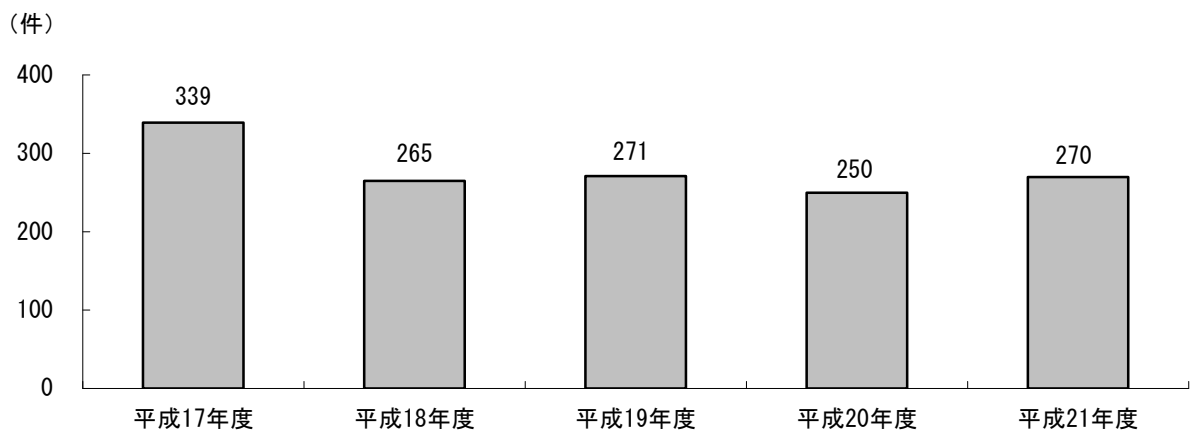
(件)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (見込み値)
交付数	339 件	265 件	271 件	250 件	270 件

※平成 21 年 12 月 10 日現在、200 件。

資料：健康増進課

【図 6-7：母子健康手帳交付数の推移】



(2) 母親学級の参加数

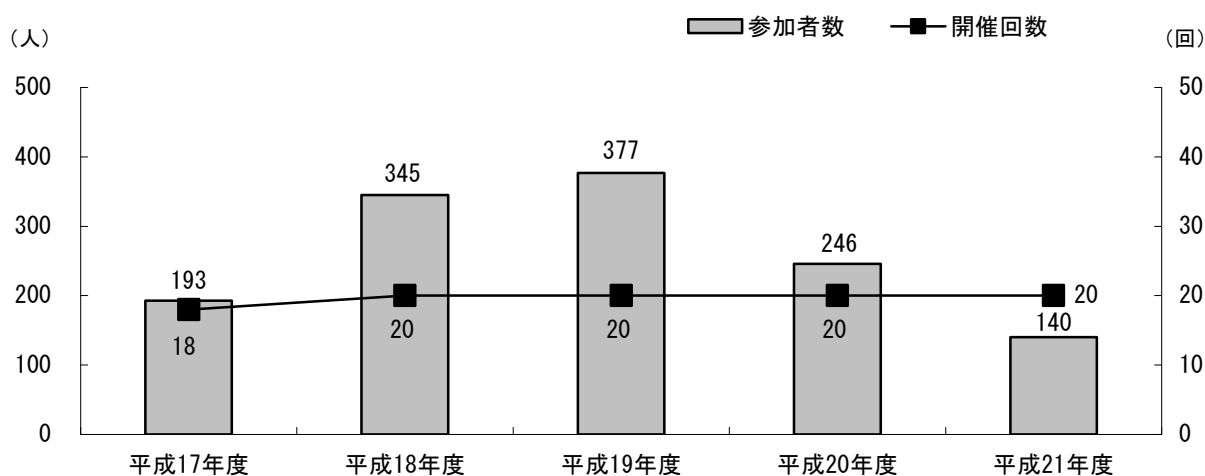
母親学級は、年間約 20 回程度の開催となっています。参加者数は年度により増減があります。

(回、人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
開催回数	18 回	20 回	20 回	20 回	20 回
参加者数	193 人	345 人	377 人	246 人	140 人

資料：健康増進課

【図6-8：母親学級の開催回数と参加者数の推移】



(3) 新生児（乳児）訪問指導

新生児訪問指導の状況は、年度によって増減を繰り返しています。指導者数については平均して250人位となっています。

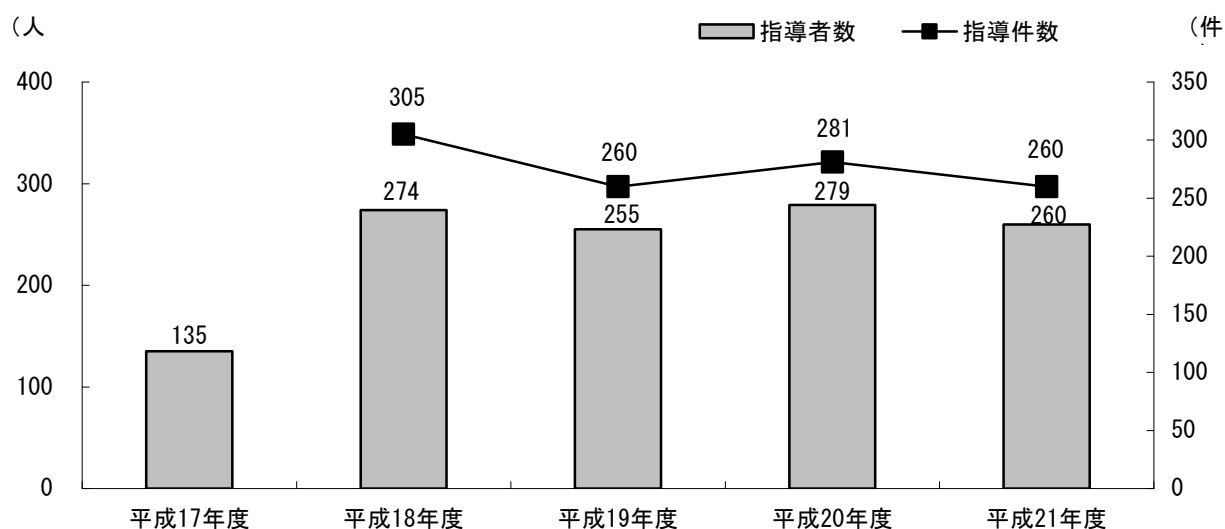
(件、人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
指導件数	—	305件	260件	281件	260件
指導者数	135人	274人	255人	279人	260人

※平成17年度の指導件数については未集計

資料：健康増進課

【図6-9：新生児（乳児）訪問指導件数と指導者数の推移】



4 予防接種

(1) 予防接種率

予防接種の状況は、BCG接種は毎年90%台で推移しています。三種混合接種の第1回と追加接種は毎年減少傾向にありますが、第2回と第3回の平成18年度以降はほぼ横ばいとなっています。また、麻しん・風疹（混合）接種は、年度により増減があります。

(人、%)

	BCG接種	三種混合接種				麻しん・風疹（混合）接種		
		第1期					第1期	第2期
		初回接種			追加接種			
		第1回	第2回	第3回		第1期	第2期	
平成17年度 (※1)	191人	260人	256人	244人	282人	273人 (※2)		
	95.5%	77.8%	67.7%	70.1%	72.5%	73.0%		
平成18年度	270人	322人	321人	332人	262人	290人	283人	
	97.8%	64.3%	85.4%	89.5%	53.6%	94.5%	81.3%	
平成19年度	263人	271人	272人	288人	311人	308人	326人	
	94.6%	48.7%	84.2%	89.4%	35.5%	81.5%	85.3%	
平成20年度	264人	290人	291人	295人	303人	214人	364人	
	96.4%	49.5%	87.4%	89.9%	35.4%	76.2%	95.0%	
平成21年度	255人	227人	177人	190人	290人	264人	342人	
	95.0%	50.0%	87.0%	92.0%	40.0%	90.0%	95.0%	

資料：健康増進課

※1 平成17年度は小淵沢町は除いた数

※2 麻疹のみ

5 医療施設

(1) 医療施設

医療施設の状況は、公立の病院、診療所、歯科診療所が4カ所、医師が16名、歯科医師が0名となっています。私立では病院、診療所、歯科診療所が35カ所、医師が17名、歯科医師が19名となっています。

(カ所、人)

		施設数	医師数
公立	合計	4カ所	16人
	病院	2カ所	14人
	診療所	2カ所	2人
	歯科診療所	0カ所	0人
私立	合計	35カ所	36人
	病院	0カ所	0人
	診療所	16カ所	17人
	歯科診療所	19カ所	19人

資料：医務課

7. 安 全

(1) 子どもの交通事故発生件数

子どもの交通事故件数は、年によって増減し、平成 18 年が最も少なく 5 件となっています。最も少ないのは平成 18 年の 5 件で、最も多いのは平成 20 年の 12 件となっています。

(件)

		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
北 杜 市	未就学児童	1 件	0 件	2 件	0 件
	小学児童	7 件	4 件	1 件	5 件
	中学生	1 件	1 件	4 件	7 件
	合 計	9 件	5 件	7 件	12 件
山 梨 県	未就学児童	38 件	35 件	26 件	26 件
	小学児童	184 件	129 件	153 件	137 件
	中学生	118 件	85 件	90 件	120 件
	合 計	340 件	249 件	269 件	283 件
全 国	未就学児童	5,711 件	4,658 件	4,281 件	/
	小学児童	27,556 件	24,586 件	23,369 件	
	中学生	14,505 件	13,674 件	13,722 件	
	合 計	47,772 件	42,918 件	41,372 件	

資料：交通年鑑

Ⅲ. 次世代育成支援施策方針

1. 基本理念
2. 基本的な視点
3. 基本方針
4. 推進体制（庁内の連携・地域との連携）
5. 後期計画における市の基本的な考え方
6. 重点プロジェクト

1. 基本理念

本市では、子育てしやすい魅力的なまちづくりを目指してこれまでも重点的に少子化対策、子育て支援に取り組んできました。しかしながら、様々な社会情勢などの要因により総人口、出生数ともに減少傾向が進んでいます。

本計画では、引き続き基本理念を「子どもの声が響くまち—北杜」とし、幸せで楽しい子どもの声が至る所で響く地域づくりを目指します。

子どもの声が響くまち—北杜

2. 基本的な視点

基本理念を実現するためには、現在の子ども達や子育て中の家庭だけの問題として捉えるのではなく、家族や取り巻く地域の環境、次の親世代となる若者たちなど様々な視点を持つ必要があります。そこで、本計画では以下の8つの視点から計画づくりを検討しました。

基本的な視点

- ①子どもの視点
- ②次代の親づくりという視点
- ③サービス利用者の視点
- ④社会全体による支援の視点
- ⑤すべての子どもと家庭への支援の視点
- ⑥地域の社会資源の効果的な活用
- ⑦サービスの質の視点
- ⑧地域特性の視点

3. 基本方針

「子どもの声が響くまち—北杜」の基本理念のもと、計画の基本方針を以下のように設定します。
なお、前期計画より5年が経過して新たな課題が生じてきたことから、6本目の柱として『杜っ子の声が響くまち』を設けました。

○元気な声が響くまち ～母子保健・医療体制ネットワークの充実～

安心して妊娠・出産ができ、母子ともに健康で過ごせるよう、病気やケガの対応にも心配のないまちを目指します。

○明るい声が響くまち ～教育・思春期保健・スポーツ環境の充実～

子ども達が将来に夢と希望を持って、日々健やかに健全に成長するまちを目指します。

○親子で声が響くまち ～保育サービスの充実・ワークライフバランスの推進～

子育て家庭を支援し、仕事と子育てが両立しやすい、親子で楽しい毎日が過ごせるまちを目指します。

○近隣で声が響くまち ～子育て家庭支援・家庭地域の養育能力の向上～

近隣で一体となり子どもの成長を見守る、地域一体での子育て意識を持ったまちを目指します。

○地域に声が響くまち ～子どもの権利保障～

子どもにとって過ごしやすく、子どもが安全に暮らせる、子どもの視点に立った環境整備・基盤整備を進めるまちを目指します。

○杜っ子の声が響くまち ～子ども・子育てにやさしいまちづくり～

豊富な環境資源に恵まれた北杜市の地域の特性を活かし、食育を推進するとともに、若者を支援することなどにより、若者が住みたい子ども・子育てにやさしいまちを目指します。

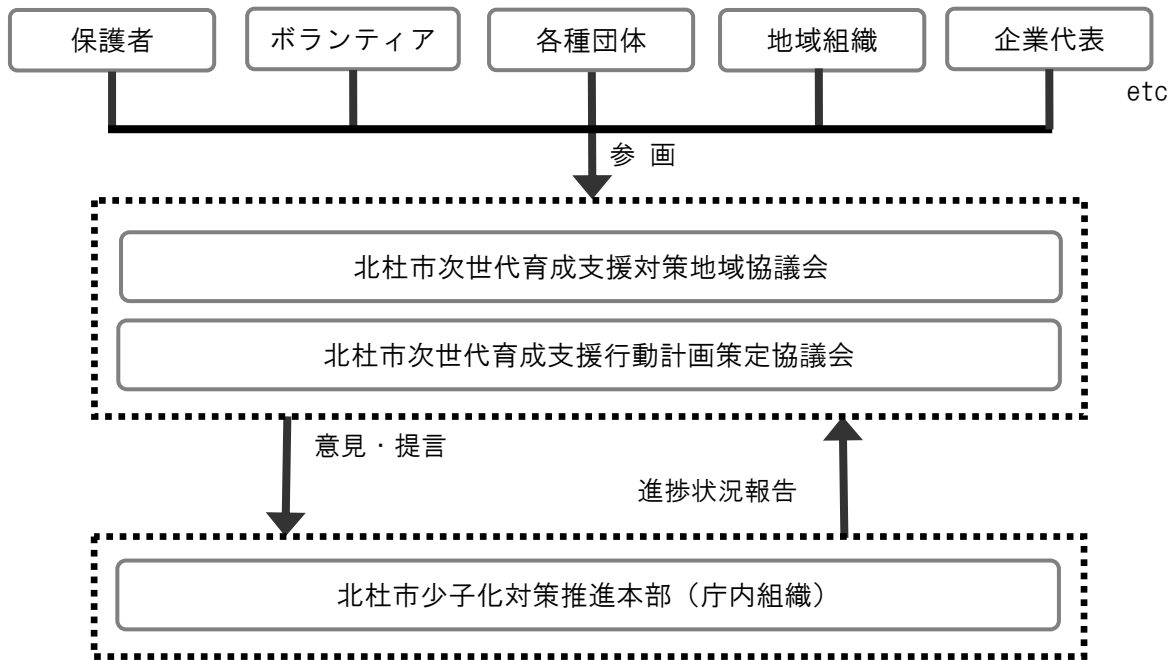
4. 推進体制（庁内の連携・地域との連携）

前期の次世代育成支援行動計画については、毎年度、地域の有識者などからなる北杜市次世代育成支援対策地域協議会において、その進捗状況等を評価してきました。

後期の次世代育成支援行動計画については、北杜市次世代育成支援行動計画策定協議会において、地域の有識者などに議論していただき策定しました。

なお、庁内では、平成 20 年度より、本市における急速な少子化の進行を受け、全庁一丸となって少子化対策を推進するため、「少子化対策推進本部」を設置しており、後期の次世代育成支援行動計画については、ここでも議論を重ねたところです。

策定された後期の次世代育成支援行動計画については、平成 22 年度より新設される子育て支援課が中心になって推進していきます。その進捗状況については、北杜市次世代育成支援対策地域協議会に報告し、意見や提言をいただく予定です。



5. 後期計画における市の基本的な考え方

(1) 将来人口の見通し

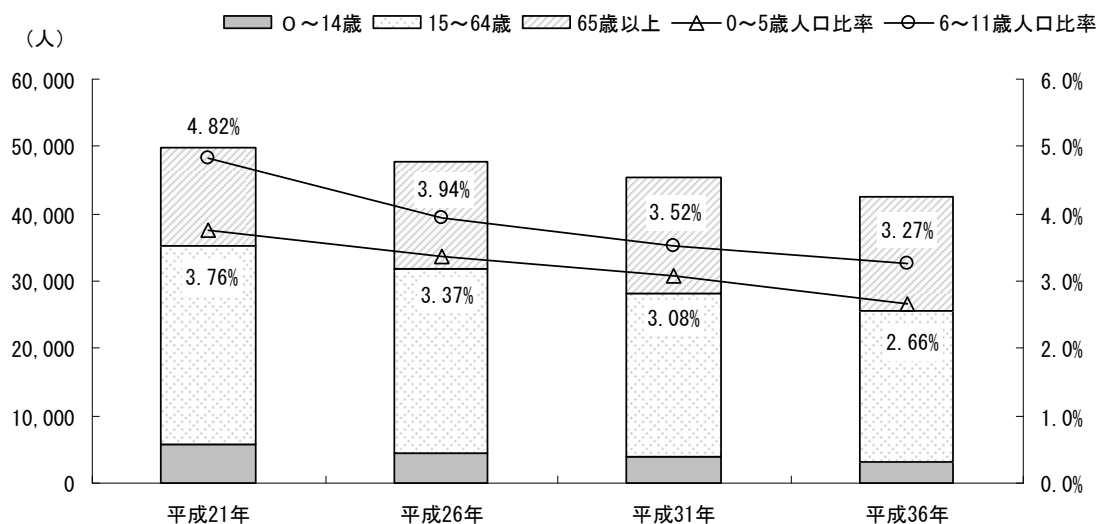
本市の人口は合併当初5万人を超えていましたが、その後徐々に減少傾向が続き、平成19年には5万人を下回り、平成21年では、49,917人となっています。また、合計特殊出生率も、国、県に比べ大幅に下回っています（平成20年度実績、国：1.37、県：1.35、北杜市：1.25）。今後も人口の減少傾向は続くものと予想されます。

平成17年から平成21年の人口動態を基に人口推計を行うと、本計画の目標年度である平成26年は、総人口は47,825人、児童人口は3,479人、0歳児は241人となり、さらに平成36年には、総人口42,487人、児童人口は2,522人、0歳児は159人となることが予想されます。平成21年と比較すると、0歳児では4割以上の減少、高齢化率は1割上昇し4割を超えることが予想されます。

	平成21年 (実績値)	平成26年 (後期行動計画 の目標年度)	平成31年	平成36年
総人口				
0～14歳	5,670人	4,528人	3,816人	3,249人
15～64歳	29,658人	27,309人	24,357人	22,227人
65歳以上	14,589人	15,988人	17,200人	17,011人
総数	49,917人	47,825人	45,373人	42,487人
児童人口				
0歳	280人	241人	202人	159人
0～5歳	1,878人	1,613人	1,397人	1,132人
6～11歳	2,406人	1,884人	1,595人	1,390人
総数	4,284人	3,479人	2,992人	2,522人

※推計方法：平成17年度～21年度の5ヵ年分の人口データを基にコーホート変化率法を用いた。

【図5-1：年齢別人口の推移】



(2) 現状認識とその対応

後期計画を推進するにあたって、本市のとりまく現状を以下のとおり把握をしています。

①本市の現状として、人口は先に触れたように減少が続いており、このままでは将来的に減少傾向が続くものと想定されます。また合計特殊出生率も、国、県に比べ大幅に下回っています。

(平成20年、国：1.37、県：1.35、北杜市：1.25)

その一方で、高齢化率は全国平均を上回り、30%に迫る勢いです。

②本市としては、人口減少、急速な進展を『ふるさと存続の危機』と捉え、子育て世代に魅力的な子育てしやすいまちを目指して、少子化対策をこれまで以上に強力に推進しています。

③具体的には、子育てにおける経済的負担の軽減などの「子育て支援」に関する取り組みと雇用の確保や食育の推進といった「子育て世代に魅力あるまちづくり」のための取り組みを両面から実施することです。その狙いは子育て世代に対する市の魅力を高め、少しでも人口減少に歯止めをかけることを目指すことです。

《後期計画に盛り込む主要施策》

(ア) 子育て支援の充実

○ 結婚・出産の支援

若者（未婚者）の交流促進、結婚祝金の支給（継続）、お産の場づくりの推進（お産の場づくり検討委員会）、妊婦一般健康診査費用助成の充実、不妊治療支援事業（このとり支援事業）の推進（継続）、出産祝金の支給（継続）、養育支援訪問事業の推進

○ 子育ての経済的負担の軽減

保育料の第2子以降無料化（継続）、子ども医療費の小学3年生までの無料化（継続）
父子手当の支給（継続）

○ 子どもの健全育成の支援

原っぱ教育の推進（継続）

○ 子育て支援サービスの充実

ファミリーサポートセンターの設置・運営、病児・病後児保育の推進
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携の推進

(イ) 子育て世代に魅力あるまちづくり

○ 雇用の場の確保

市内に企業を積極的に誘致、市内企業の活性化

○ 住宅の提供

子育て世代が住みやすい住宅の提供

○ 交通手段の確保・充実

小学生交通サポート事業のモデル実施

○ 食育の推進・地産地消の推進

食と農健康な杜づくりプロジェクトの推進（継続）

○ 子育て世代に魅力的な観光地の整備・充実

ベビーズヴァカスタウンの推進（継続）

6. 重点プロジェクト

重点プロジェクトでは、ふるさとを守り、北杜の子ども（杜っ子）が健やかに楽しく育まれる土壌をつくることで、子育て世帯に魅力あるまちづくりを目指します。

『地域』、『安心』、『魅力』の3つの視点から、子育て支援を重点的に取り組みます。

プロジェクト名称 **ふるさと元気！杜っ子づくりプロジェクト**

1 『地域』で育む杜っ子づくりプロジェクト

方向性：地域全体で子どもや子育て世帯を支え、子ども達を育みます。

- 主要施策：①ファミリーサポートセンターの設置・運営
②病児・病後児保育の推進
③原っぱ教育の推進
④放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携の推進

2 『安心』に育む杜っ子づくりプロジェクト

方向性：経済的な心配、産む場所を心配せず、産んだ後も子ども達を安心して育むことができる環境をつくります。

- 主要施策：①結婚・出産支援（若者（未婚者）の交流促進、結婚・出産祝金の支給、お産の場づくりの推進、妊婦一般健康診査費用助成の充実、不妊治療支援《こうのとりの事業》の推進、養育支援訪問事業の推進）
②子育ての経済的負担軽減（保育料の第2子以降無料化、子ども医療費の小学3年生までの無料化、父子手当の支給）

3 『魅力』で育む杜っ子づくりプロジェクト

方向性：北杜市を訪れる人たちに魅力あるまちづくりを進めます。また、雇用と住宅の確保や交通手段の充実を図りつつ、医療機関、商業施設など子育てに必要な機能をコンパクトに集積した魅力あるまちづくりを推進します。

- 主要施策：①食育の推進・地産地消の推進（食と農健康な杜づくりプロジェクトの推進）
②子育て世帯に魅力的な観光地の整備・充実（ベビーズヴァカスタウンの推進）
③交通手段の確保・充実（小学生交通サポート事業のモデル実施）
④雇用の場の確保（企業誘致による雇用確保）
⑤住宅の提供（子育て世代が住みやすい住宅の提供）

IV. 行動計画

1. 元気な声が響くまち ～母子保健・医療体制ネットワークの充実～
2. 明るい声が響くまち ～教育・思春期保健・スポーツ環境の充実～
3. 親子で声が響くまち ～保育サービスの充実・ワークライフバランスの推進～
4. 近隣で声が響くまち ～子育て家庭支援・家庭地域の養育能力の向上～
5. 地域に声が響くまち ～子どもの権利保障～
6. 杜っ子の声が響くまち ～子ども・子育てにやさしいまちづくり～

1. 元気な声が響くまち

～母子保健・医療体制ネットワークの充実～

1 母子の健康の確保、相談体制の充実

(1) 出産に関する相談体制の充実

【現状と課題】

少子化、核家族化の進展により、地域と子育て家庭のつながりの希薄化が進む昨今、出産できる場所が減少するとともに、日々の暮らしのなかで、自然に妊娠・出産についての知識を得ることが難しくなっている現状があります。本市においてはこれまで、①母子健康手帳の活用・交付時の妊娠相談の充実、②生活や栄養指導等出産前後ケア事業の実施、③新生児訪問指導、健診フォローの実施、④妊婦健診の助成の充実など、出産に関する様々な相談体制の充実を図ってきました。

あわせて、不妊治療者への経済的な支援を充実するために、不妊治療助成事業（こうのとりの事業）を実施しています。

今後、少子化社会のなかで、母親になろうとする人が、社会から孤立することなく安心して安全に妊娠・出産を迎えることができる環境づくりをするためには、お産の場を確保するとともに、これまでの相談体制のなご一層の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

①お産の場づくりの推進

- ・地域で安心してお産できる場を確保するために、積極的に検討を進めます。助産師などを活用しつつ、妊産婦にとって良い環境づくりを推進します。

②出産前後の健康診査、相談体制の充実

- ・母子健康手帳の有効活用とともに出産前後の生活指導や栄養指導、精神的なケアなど安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組みます。

③妊婦や家族の生活改善と意識啓発

- ・パパママ学級や妊婦相談の実施により、育児知識や親になるための心構えの啓発に取り組むとともに正しい生活習慣づくりの指導等を実施します。

④不妊相談、治療への対応

- ・不妊治療に対する相談窓口の充実に努めます。
- ・不妊治療支援事業（こうのとりの事業）を推進することで、不妊治療者への経済的負担の軽減を実施します。

(2) 乳幼児の健康管理と育児情報の提供

【現状と課題】

本市では、定期的に乳幼児健康診査および歯科検診、視力検査、各種予防接種を実施するなど、乳幼児の健康管理について重点的に取り組んできました。また、乳幼児は病気に対する抵抗力が弱く、病気にかかりやすいことから、子育て家庭は育児に対する不安を抱いています。こうした不安を軽減するため、母親への生活指導や育児指導、栄養指導を行うなどの情報提供に加え、育児相談などの精神的なケアも実施してきました。平成 20 年度には、新生児と 4 ヶ月児訪問を充実させ、乳幼児の健康管理と育児情報の提供に対応してきました。さらに、平成 21 年度には 5 歳児相談事業を開始しました。

育児に対する不安やストレスを解消するためにも、乳幼児を取り巻く社会環境やニーズに応えつつ、今後も乳幼児の健康管理に関する情報の提供を図っていく必要があります。加えて、未受診児のフォロー体制を整えるなど、受診率の向上に努める必要があります。

【施策の方向】

①乳幼児健康診査の実施

- ・乳幼児健康診査を一層充実し全員受診を目指すとともに、検診結果に対する適切な助言、指導を実施します。

②歯科検診と予防指導の強化

- ・歯科検診の実施とともに、歯磨き指導と食生活指導を含めた予防指導の強化に努めます。

③各種予防接種の実施

- ・年齢に合わせた各種予防接種を実施します。

④生活指導・相談体制等の充実

- ・家庭内における子どもの事故防止対策を推進するため子どもの生活上の安全対策の指導を行うとともに栄養指導なども充実します。また、育児不安等を抱える保護者等に対し、良好な親子関係を構築するための専門的な教室を開催します。

（3）小児医療体制の充実

【現状と課題】

市内には北杜市立甲陽病院の小児科を除き、現在、医師不足等により、小児医療のみを専門とする独立の医療機関がありません。

今後安心して子育てできる環境を整備していく上でも乳幼児の健康維持に加え、子どもが病気になっても安心できる小児医療体制の整備が望まれます。ニーズ調査の結果からも、小児医療体制の整備・充実を望む声が多く寄せられています。今後はホームドクター制を推進したり、救急医療についての情報提供に努めるとともに、小児初期救急医療センターを活用するなど、小児医療体制の整備について検討する必要があります。

また、本市では子ども医療費助成制度を実施し、小学3年生までの医療費の無料化を実施していますが、子育て世帯への経済的側面からの支援を充実させることについては、検討する必要があります。

【施策の方向】

①小児科医療費の助成

- ・子どもの医療費の助成を実施します。

②医療機関との連携

- ・市内および広域での連携をもとに小児救急医療体制の整備を図ります。

③ホームドクター（※）制の推進

- ・日常の子どもの健康や保護者の健康管理など気軽に医療相談が受けられるよう、ホームドクター制を推進します。

	施策項目	事業
①	小児医療費の助成	○子ども医療費助成の実施
②	医療機関との連携	○小児救急医療体制の整備・PR
③	ホームドクター制の推進	○ホームドクター制の推進

※ホームドクター……日常の健康相談から一般医療を対象とした、家庭のかかりつけ医

(4) 地域ネットワークの整備

【現状と課題】

近年、核家族化や地域の人とのつながりの希薄化により、育児の不安感から生じる悩みを打ち明ける相手がおらず、家庭内で育児の負担を抱えることで、育児ストレスを感じるなど、母と子の社会的孤立化を招き虐待に至る事例が増えています。

本市としては、こうした状況に至る前に、気軽に出かけて指導や相談を受けられ、親同士の交流ができる支援の場の提供・充実を図る必要があります。

母親が孤立して問題を抱えないよう、家族、地域や関係機関で連携し、子育てを行える体制づくりが望まれています。また、子どもや保護者の日常の様子の変化等に柔軟に対応して、気軽に相談ができる地域ネットワークの構築が課題となっています。

【施策の方向】

①子育て支援ネットワークの整備

- ・愛育会や食生活改善推進員会等、母子保健に係わる地域組織活動との協働とともに子育て支援に係わるネットワーク化を推進します。

②自主活動、サークルへの助成

- ・乳幼児を抱える保護者でも負担が少なく参加しやすい、ニーズの高い活動内容を検討し、参加率の向上を目指します。

③育児ストレスの軽減と母親の孤立化防止

- ・緊急相談窓口の設置や虐待等通報体制のネットワーク整備、危機介入についての体制を整備します。

	施策項目	事業
①	子育て支援ネットワークの整備	○母子保健地域組織育成事業の推進 ○子育て支援関係団体の育成
②	自主活動、サークルへの助成	○地域組織活動（愛育会・母親クラブ等）への助成 ○旧町村地域活動のネットワーク化推進
③	育児ストレスの軽減と母親の孤立化防止	○児童虐待防止ネットワーク事業の推進 ○DV（※）防止対策の推進 ○危機介入体制の整備・充実 ○カウンセリング等相談窓口の充実

※DV（ドメスティックバイオレンス）……同居者による、肉体的、精神的暴力

2. 明るい声が響くまち

～教育・思春期保健・スポーツ環境の充実～

1 生きる力を育む学校教育（原っぱ教育）の推進

（1）原っぱ教育の推進と多様な人材による教育の機会づくり

【現状と課題】

教育は、学力の向上はもちろん、変動の激しい社会情勢のなかで「生きる力」を育む役割を担っています。子どもの生活体験や労働体験は従来に比べ減少し、社会との関係が希薄になりつつある昨今、次代を担う子ども達が、たくましく心豊かに成長することは重要な課題です。社会構造の変化や各々の意識・価値観の多様化に対応した教育環境の高度化・多様化が求められています。

このような中、本市としては、知性に富んだ心豊かで自立心に充ち、心身共に健康で郷土愛あふれる人づくりを目指し、市の自然や人材、文化施設など、子どもの教育に資する地域の資源を十分に活用しつつ、原体験や実体験を重視した「原っぱ教育」を推進しています。具体的には、確かな学力の育成、健やかな心とたくましい身体の育成、未来を切り拓く力の育成といった3つの視点から、学校教育や社会教育の中で事業を推進してきたところであり、今後とも、これを充実させていく必要があります。

さらに市では、乳幼児から本に親しむきっかけをつくり豊かな心を醸成し、知性を育むため、乳幼児への本の読み聞かせをするブックスタート事業を推進しています。また、ブックスタートのフォローアップ事業として、2歳児健診の際に本をプレゼントするセカンドブックと就学時に本をプレゼントするサードブックの事業をそれぞれ実施しています。

また、子ども達が将来、社会でたくましく生き抜いていけるよう、幅広い経験や優れた知識・技術を持つ地域の人材を、積極的に授業の中で活用し、子ども達への教育機会の提供を図る必要があります。さらに、多様な職業現場を見聞・体験し、自分の生き方に合った職業選択ができるよう、職業観の醸成に努めるなど、キャリア教育の充実を図っていく必要があります。

【施策の方向】

①原っぱ教育の推進

- ・「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を目標に掲げ、夢を持ち、未来を切り拓く、心身ともにたくましい北杜の子どもづくりを目指して、原っぱ教育を推進します。

②ブックスタート事業の推進

- ・幼少期から本に親しむための取り組みを一層推進します。

③地域人材による体験・参加型教育の推進

- ・様々な知識や経験、技能を持った地域の人材に授業や課外活動などに協力してもらい、日頃の授業とは違った視点からの教育と学校の活性化を図ります。

④キャリア教育の充実

- ・学校、家庭、地域の連携による職業観・労働観醸成のためのキャリア教育を推進します。

	施策項目	事業
①	原っぱ教育の推進	○確かな学力の育成事業の推進 ○健やかな心とたくましい身体の育成事業の推進
②	ブックスタート事業の推進	○ブックスタート事業の推進 ○セカンドブック事業の実施 ○サードブック事業の実施
③	地域人材による体験・参加型教育の推進	○地域人材の活用による学校教育の活性化
④	キャリア教育の充実	○小学生による子ども参観日の職業現場見学の実施 ○中学生の体験労働による労働観の醸成

※キャリア教育……自分の意志で進路決定や職業選択ができる能力を育む教育

2 思春期保健対策の充実

(1) 思春期の健康教育の充実

【現状と課題】

思春期は、身体的にも精神的にも急激に発育・発達する時期であるとともに、子どもから大人への人格形成の重要な時期である一方、精神的に不安定になりやすい時期でもあります。思春期の子どもを取り巻く環境は、情報・通信技術の進歩で、PCや携帯電話などの情報メディアの急激な普及により、人間関係に大きな変化をもたらし、本来、人や自然への直接的な関わりから育まれる人間的な感情や心の形成にも深く影響を及ぼしています。情報が氾濫する社会において、子ども達が有害な情報や危険に接する機会が増えたことで、思春期の性意識や性行動に与える影響も看過できない状況にあります。子ども達の生命・健康の安全を確保するために一層の対策が必要となっています。

また、不登校や抑うつ症、自傷行為といった心の健康問題など、従来では少数であったケースが増加傾向にあります。

今後、社会の変化が感情や心にもたらした犯罪やいじめの増加など、思春期の子どもの心と身体の問題に対して、家庭、学校、保健・医療など地域で連携して健全な育成に努める必要があります。

さらに「健やか親子 21」に基づき学校保健との連携により、「生命の大切さ」、「生命の尊さ」について、思春期教室を積極的に推進し、自分自身の身体に関する正しい理解を深め、他者への配慮ができるための学習機会の充実を図るとともに、スクールカウンセラーの活用や市独自の心の教育相談員による相談事業の推進が求められます。

【施策の方向】

①生活習慣指導、正しい健康情報の提供

- ・食事、睡眠、運動の規則正しい生活習慣づくりを指導するとともに、喫煙や飲酒、薬物、摂食障害などの健康リスクについての啓発事業を推進します。

②性教育、人権教育の充実

- ・出産、避妊、性感染症など医学的な見解に基づいた正しい情報を提示し、性の問題についての講座を学校・保健・福祉の連携のもと実施するとともに、人権意識についての啓発事業等を実施します。

③体験学習、ふれあい教育の推進

- ・自己の成長の振り返り機会の提供や子どもを育てることについて考えるキッカケづくりとなるよう、小・中学校等を対象に乳児とのふれあい体験学習を実施します。

④思春期問題を対象とした集団指導

- ・思春期の子どもへの接し方などに不安を持つ保護者を対象に、家庭教育についての学習会開催や日常生活での不安や悩みを抱える思春期の子どもや親を対象としたピアカウンセリングを小・中学校との連携を図りながら実施します。

	施策項目	事業
①	生活習慣指導、 正しい健康情報の提供	○生活習慣に関する指導・相談体制の充実 ○健康リスクについての思春期学習の充実
②	性教育の充実	○性・出産に関する教育・指導・相談の充実
③	体験学習、ふれあい教育の推進	○乳児ふれあい体験事業の実施
④	思春期問題を対象とした 集団指導	○保護者への家庭教育講座の開催 ○保護者や思春期の子どもへのピアカウンセリングの実施 ○教育相談窓口や支援ネットワークの整備

※ピアカウンセリング……同年代や仲間同士での小集団カウンセリング

3 スポーツ環境の充実

(1) 子どもの体力づくり・スポーツの推進と環境整備

【現状と課題】

子どもの身長・体重は上昇傾向にありますが、体力・運動能力は、ここ 10 年来低下傾向が続いています。子どもの体力低下の背景には、学力を重視する社会風潮や生活の利便化、テレビゲームの普及などによる運動量の減少が大きな要因であると考えられています。屋外での遊びやスポーツの機会を保護者や学校、地域で意識的に確保するとともに、体を動かすことの楽しさを指導できる人材の充実が必要です。

また現在、本市には、7カ所の総合グラウンドと 11カ所の体育館、10カ所のプール、また、ジム・フィットネス機能を持った施設が 1カ所あります。スポーツに興味を持つ住民であれば、誰でも施設を気軽に利用できます。なお、指定管理制度を導入した施設では、内容を充実し、PRし、運動教室を実施するなど、積極的に健康づくりを啓蒙しています。

子どもの放課後の過ごし方の多様化や少子化による児童・生徒数の低下により、近年、学校の運動部活動は全般的な低迷傾向にあります。身近なスポーツ施設を充実し、子ども達が地域で気軽にスポーツに接する機会を増やしていくことが望まれます。

【施策の方向】

①スポーツ指導者の充実

- ・実技指導のできる人材を学校の体育活動や授業に派遣するとともに、部活動や地域クラブ活動の活性化を図ります。また、スポーツを苦手とする子ども達を対象にスポーツに親しむ事業を体育指導員を中心に取り組んでいきます。

②スポーツ環境の整備充実

- ・スポーツ施設の整備・充実とともに、住民や子ども達の利用しやすい運営体制の充実に努めます。

	施策項目	事業
①	スポーツ指導者の充実	○スポーツ人材の活用による体育活動の活性化
②	スポーツ環境の整備充実	○スポーツ施設の整備・充実

3. 親子で声が響くまち ～保育サービスの充実・ワークライフバランスの推進～

1 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実

(1) 保育サービスの充実

【現状と課題】

現在、市内では 15 ヶ所の公立保育園、2 ヶ所の私立保育園による保育サービスが行われています。本市では、1・2歳児の利用率は増加しており、少子化が進行する中でも、保育園の利用率はここ数年増加傾向にあります。

近年、女性の社会進出に伴い、就労形態の多様化など、子育て環境の多様化により、保育サービスへのニーズが多様化しています。また、少子化・核家族化の進展により地域と子育て家庭のつながりが希薄化し、社会に孤立する状況が生じています。このように育児による不安や負担を軽減し、リフレッシュするための保育サービスも必要となっています。

保護者の様々な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、通常保育の充実を図るとともに、延長保育や休日保育、一時保育などへの対応や乳児の受け入れ態勢の充実など、引き続き運営体制を整備する必要があります。また、これらのサービスを気軽に利用することができる環境の整備および保育に携わる人材の確保・充実が課題となっています。

【施策の方向】

①多様な保育ニーズへの対応

- ・通常保育の一層の充実とともに、延長保育・一時保育・休日保育など保護者の働き方の多様化などに伴う多様な保育ニーズへの対応を充実します。

	施策項目	事業
①	多様な保育ニーズへの対応	○通常保育事業の充実 ○延長保育事業の充実 ○休日保育事業の充実 ○一時保育事業の充実

(2) 保育施設の整備、運営の充実

【現状と課題】

市内に存在する保育施設の中には、老朽化が進んでいる施設もあり、施設整備を含め何らかの対応が必要な施設も存在します。

また、低年齢児の受け入れが増加する中で、適切な保育環境を整備する必要があり、防災や防犯といった安全性への配慮の視点からも施設の充実を進める必要があります。しかしながら、施設整備においては、限られた財源を有効に使うことが必要であるため、市内の保育園のあり方を見直しつつ、施設整備計画を作成し、段階的、計画的に整備を進めなくてはなりません。あわせて、多様な保育ニーズに応えられるよう人材の確保・育成も計画的に行うとともに、保育園間の連携を強化していく必要があります。

【施策の方向】

①保育施設の整備

- ・市内施設の整備計画を作成し効率的・効果的な施設整備を進めることにより、子どもにとって適切で、防災や防犯などの安全面に配慮した施設設備を進めます。

②保育にかかわる人材確保と研修体制等の充実

- ・多様な保育ニーズに対応できるよう、人材の確保と研修体制の充実に努めます。

③市内保育園間の交流

- ・市内の保育園間の情報交換や交流により保育環境の充実に向けて取り組みます。

	施策項目	事業
①	保育施設の整備	○施設整備計画の作成 ○施設整備の推進 ○市内の保育園に防犯カメラの導入【P80再掲】
②	保育にかかわる人材確保と研修体制等の充実	○保育人材の確保 ○研修体制の整備・充実
③	市内保育園間の交流	○市内保育園間の情報交換体制づくり ○保育園間交流事業の創設

2 仕事と子育ての両立支援

(1) 仕事と子育ての両立支援

【現状と課題】

女性の社会進出が進んだことにより、夫婦共働きの家庭が増加し一般化する中、本市における女性の就業者数も増加しています。就労率の増加に伴い少子化が進むなか、従来のように「女性は子どもができたなら家庭に入る」という旧態依然たる考え方では少子化の打開は難しいと言えます。また、経済情勢の低迷により、男性のみの収入で世帯扶養をすることは難しい現状があります。

一方、わが国では、家庭生活よりも職場生活が優先されると同時に、長時間労働を当然とする考え方は現在も大きく変わりません。本市においても、ニーズ調査の結果から、フルタイムで就労している父親の中で週当たりの平均労働時間が60時間以上の者が2割を超えるなど、長時間労働の実態が認められます。

仕事と家庭の両立に対する不安から女性が結婚・出産・子育てをためらう傾向がみられることから、仕事と子育てを両立できる職場環境を整備することが重要になっています。そのためには女性が出産・子育てをしながら働ける職場づくりの推進とともに、仕事優先で長時間労働になりがちな男性も家事・育児に積極的に関わられる、制度の整備や運用が望まれます。

そのためには、男女共同参画意識に基づいた男性の意識改革とともに、職場単位での子育て支援対策の推進が重要になります。また、共同参画の理解を深めるため、学校での推進を支援するとともに、幼児期からの男女平等教育を推進する必要があります。

さらに、労働者が働き続けるための保育サービスの充実に加えて、ワークライフバランスの重要性を認識し、仕事と生活時間のバランスのとれた働き方を実現するためにも、企業の労務改善に係わる相談体制の実施が重要な課題となっています。

【施策の方向】

①男女共同参画意識の醸成

- ・女性に偏りがちな家事や育児負担を男性も分担し、性別による役割意識の解消に向けた意識啓発を行います。
- ・父親に積極的に子育てに参加してもらうため、保育園において「日曜子育て交流ひろば事業」を開催します。

②職場と家庭を両立できる環境整備

- ・妊娠期・出産後・育児期の女性労働者の就労に関する労務管理についての啓発事業や育児休業を取得しやすい職場環境、社会環境づくりを促進します。
- ・ワークライフバランスの重要性について、意識啓発を行います。

	施策項目	事業
①	男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画計画の推進 ○性別による役割分担意識への解消 ○男性の育児・家事参加への意識啓発 ○人権意識の啓発 ○「日曜子育て交流ひろば」の開催
②	職場と家庭を両立できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○労働時間短縮啓発事業の実施 ○育児・介護休業取得促進のための啓発事業の実施 ○企業の労務改善に係わる啓発事業の実施 ○ワークライフバランスの意識啓発の実施

4. 近隣で声が響くまち ～子育て家庭支援・家庭地域の養育能力の向上～

1 すべての子育て家庭に対する支援

(1) 子育て支援の充実

【現状と課題】

本市では、ニーズ調査の結果でも、市に対して期待する子育て支援策として、子育て中の多くの保護者が経済的支援の拡充を挙げているように、子育て家庭においては経済的支援を求める傾向が強いことから、平成 21 年度より保育料の第 2 子以降無料化や子ども医療費の小学 3 年生までの無料化を実現するなど様々な経済的な支援に取り組んでいます。

また、世帯の家族構成としては、核家族やひとり親家庭が増加する一方、女性の社会進出により共働きの家庭が一般化するなか、本市においては、放課後の居場所確保のため、放課後児童クラブや児童館の整備・運営に力を入れてきましたが、今後は、更なる体制の整備が求められます。特に、放課後児童クラブについては、小学校の統廃合が検討されている中で、その状況を見つつ、利用希望のある児童がすべて利用できるような環境整備を行っていくことが目下の課題となっています。

さらに、ニーズ調査の結果において、利用を希望するサービスとして病児・病後児保育が高い割合を占めていることなどを踏まえると、本市にあった病後児保育の提供の仕方を検討し、実施することが課題です。

【施策の方向】

①病後児保育の検討・実施

- ・保育に欠ける病気回復期の乳幼児を対象に、保育所又は病院等における病後児保育について検討し、実施します。

②放課後児童クラブ、児童館の整備・充実

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や児童館運営の整備・充実に努めます。

③各種手当等による経済的支援

- ・子育て家庭を経済的側面から支援するために、各種手当の支給や保育料の軽減措置を実施します。

	施策項目	事業
①	病後児保育の検討・実施	○病後児保育の検討・実施
②	放課後児童クラブ、 児童館の整備・充実	○放課後児童育成健全事業の充実 ○放課後児童クラブの運営体制の整備 ○小規模放課後児童クラブ事業の充実 ○児童館運営の充実
③	各種手当等による 経済的支援	○出産祝金の支給 ○保育料の第2子以降無料化の実施 ○子ども医療費の小学3年生まで無料化の実施 ○父子手当の支給 ○公共施設や公共主催イベントの割引 ○学校教材費の助成 ○私立幼稚園就園奨励費の支給

(2) 交流機会の確保

【現状と課題】

子どもについては、核家族化、少子化の進行に伴い、放課後や休日の生活も多様化しつつあります。学業重視の傾向により、学習塾や習い事に通う時間が増えたこと、またテレビゲームの普及などにより、子どもが年齢の異なる子どもの集団のなかで、遊び、ふれあい、交流を深め、豊かな社会性や協調性を育む機会が失われつつあります。年長の生徒・児童が年下の子どもと触れ合うことにより、思いやりの気持ちの醸成や自己の成長が促進され、子どもの健全育成につながるとも言われていることから、異年齢交流の機会を確保する必要があります。

現在、市内の一部では多世代の交流事業が実施されています。地域での子育て支援を進める第一歩として、身近に住む子どもを知り、地域に根ざした交流機会を提供していくことが求められます。

【施策の方向】

①子ども達の交流機会の確保

- ・生徒と児童、幼児のふれあいや小・中学生と保育園の交流事業などを通して、児童生徒と幼児の交流機会をつくとともに、次代の親としての意識の醸成を図ります。

②多世代交流の推進

- ・親子で参加できるスポーツ、文化行事を開催するとともに、地域のお年寄りと子どもの交流ができる催しなどを実施します。

	施策項目	事業
①	子ども達の交流機会の確保	○異年齢交流事業の実施 ○児童ふれあい交流促進事業の実施
②	多世代交流の推進	○祖父母を含む高齢者との交流事業の実施 ○保育園、学校行事、公民館での交流機会の創出

(3) 支援施設・相談窓口の整備充実

【現状と課題】

現在、市では子どもへの遊びの指導と交流の場として、児童館5ヶ所が整備されています。また、子どもとその保護者のふれあいや交流、子育て情報の発信地として、地域子育て支援センターが3ヶ所、つどいの広場が4ヶ所があります。ニーズ調査の結果でも、利用希望のあるサービスとして、児童館や地域子育て支援センター、つどいの広場が多く挙げられていることから、今後も子育て支援の拠点づくりは、非常に重要であり、整備・充実に努めなくてはなりません。

また、本市においては、家庭児童相談室を設置し、そこに相談員を配置することなどにより、総合相談窓口の整備・充実に努めてきました。今後も、家庭児童相談室のPRを強化するなど、住民への周知活動に努め、気軽に相談できる体制にしていくことが重要です。

子育てに関するイベントのお知らせについては、地域子育てマップ、ホームページなどにより情報提供しています。今後は、平成21年度に新たに設置した子育て支援情報専用のパソコンサイト・携帯サイトや新たに作成した子育て支援ガイドブックを活用しつつ、子どもや保護者に役立つ情報を積極的に提供していくことが必要であると考えています。

【施策の方向】

①地域の支援施設の整備充実

- ・市内各地域の子育て情報発信の拠点として、また、保護者の交流の場として地域子育て支援センターやつどいの広場の運営体制を充実します。

②相談窓口の充実

- ・育児に関する情報提供や育児の精神的負担の軽減を目指した、育児・教育の相談窓口を整備・充実します。

③情報提供体制の充実

- ・子育てガイドブックや地域子育てマップ（『ほくとで子育て応援マップ』）、ホームページの運営および地域CATVの活用等による情報提供体制の充実に努めます。また、地域の様々な子育てに関連するサークルやボランティアなどの情報発信を支援します。

	施策項目	事業
①	地域の支援施設の整備 充実	○地域子育て支援センター事業の推進 ○つどいの広場事業の推進
②	相談窓口の充実	○家庭児童相談室の運営 ○育児電話相談の開設 ○総合相談窓口の充実・PR
③	情報提供体制の充実	○地域子育てマップや子育てガイドブックの発行、配布 ○子育て専門ホームページの創設・運営 ○CATVでの子育て情報の提供

2 家庭、地域における養育機能の向上

(1) 家庭、地域の養育機能の向上

【現状と課題】

家庭での養育は、基本的倫理観やマナー、自立心を育成するうえで重要な役割を果たすものです。しかし、核家族化が進み、地域における人々とのつながりが希薄になり、子育てに不安を感じる親が増えている現状があります。また、精神的な負担や社会からの孤立を感じる場合もあります。子どもの養育を子どものいる家庭だけの問題とはせず、地域で一体となって子どもの養育に関わることのできる体制づくりが求められています。

本市では、愛育会活動や家庭教育支援総合推進事業を促進することにより、地域の協力を得ながら相談体制を充実させ、同時に親であることの役割と責務を自覚する学習機会の場を提供するなど、家庭、地域の養育機能の向上に取り組んできました。

また、本市でも民間で一時預かり等を実施している団体があります。子育てを終わった住民の子育ての知恵やスキルを地域資源ととらえ、子育て家庭を支援してくれる住民と子育てに手助けを求める保護者とを結ぶファミリーサポートセンターを設置し、運営していくことが今後の課題です。

共働き世帯も多くなっていることから、保育園や学校が終わってからの子どもの居場所のある地域が、子どもを安全に育てられる地域と考えられることから、今後も多様化しつつある家庭環境に対応した、地域の協力の必要性はさらに高まるものと思われます。

【施策の方向】

①地域の子育て体制の整備

- ・地域で一体となって子育てに取り組むとともに、家庭の養育機能の向上を目指した取り組みに努めます。

②子どもの居場所の確保

- ・地域での保護者機能の補完に努め、子どもが安心して時間を過ごせる場の提供を図ります。
- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進することで、子どもが放課後安心して過ごすことができる環境整備を図ります。

	施策項目	事業
①	地域の子育て体制の整備	<input type="radio"/> 愛育会活動の促進 <input type="radio"/> 家庭教育支援総合推進事業 親等への学習講座
②	子どもの居場所の確保	<input type="radio"/> ファミリーサポートセンターの設置 <input type="radio"/> 子どもの居場所づくり事業の推進 <input type="radio"/> 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携の推進

※ファミリーサポートセンター……地域の中で、育児の援助を受けたい人に、援助ができる人を紹介・仲介するサービス

5. 地域に声が響くまち ～子どもの権利保障～

1 子どもの権利保障のための支援の推進

(1) ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

一般的に母子家庭、父子家庭といったひとり親家庭では、子育てをする上で経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれることが多く、家庭生活においても、多くの問題や悩みを抱えています。

近年、全国的に離婚率は増加の一途を辿っており、本市でも離婚件数はわずかですが増加傾向にあります。今後、離婚率の減少に歯止めがかかるものとは考えにくく、ひとり親世帯は今後も増加するものと思われます。ひとり親家庭の増加は、ひいては子どもを取り巻く環境にも変化を及ぼすものと考えられます。

「子どもの貧困」が問題としてクローズアップされる昨今、とりわけ経済的に苦境に立ちやすい母子家庭については、自立と就労の支援を基本として、経済的支援を行うとともに、自立支援のための相談・情報の提供などの施策を引き続き実施していくなど、福祉行政の枠を超えた総合的な施策の整備が必要となります。また、父子家庭については、児童扶養手当など国からの経済的支援がない中、仕事と子育ての両立をしなければならない状況があるため、経済的に厳しい家庭に対しては、市独自の父子手当を支給しており、国が制度改正をするまでは、これを継続していく必要があります。

【施策の方向】

①ひとり親家庭の自立支援

- ・生活基盤づくりに必要な経済的支援に加えて、自立した生活ができるよう就業情報の提供や相談体制を整備・充実します。

	施策項目	事業
①	ひとり親家庭の自立支援	○母子家庭等自立支援事業給付の実施 ○自立支援のための相談・情報提供の実施 ○父子手当の支給

(2) 障害児支援の充実

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害を持つ子どもが社会の一員として地域社会で、それぞれが自立できるような体制・環境づくりが求められています。障害児に対する保育ニーズの高まりを受け、障害の有無に係わらず、希望する教育やサービスが受けられるよう体制整備する必要があります。

市内でも障害児の保育園や放課後児童クラブでの受け入れなどを実施していますが、障害児を持つ家庭の負担軽減のため、在宅支援事業の実施や相談体制等の充実とともに、地域での交流を支援する仕組みづくりが必要となっています。

また今後、障害を持つ子どもと、持たない子どもとのふれあいの機会を提供するとともに、家庭や地域、学校など様々な場面で障害を持つ子どもと持たない子どもが共に成長していけるような環境づくりを促進する必要があります。

【施策の方向】

①早期発見と対応体制の充実

- ・障害の早期発見に努めるとともに、状況に応じた治療や訓練および保護者の相談体制の充実に努めます。

②家庭負担の軽減

- ・障害児を持つ家庭に対し、経済的側面だけでなく、心理的ケアも含めた各種事業を実施します。

③保育事業の充実

- ・障害児の保育ニーズに対応できるよう保育施設を整備するとともに、保育に係わる人材の充実に努めます。

	施策項目	事業
①	早期発見と対応体制の充実	○乳幼児健診の充実 ○情報提供の充実 ○相談支援事業の推進
②	家庭負担の軽減	○障害児居宅介護事業給付の実施 ○児童デイサービス事業給付の実施 ○障害児短期入所事業給付の実施 ○地域生活支援事業（日中一時支援事業、移動支援事業等） ○障害児の親の集い ○心身障害児・知的障害児福祉年金支給事業 ○小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施 ○小児性特定疾患治療研究事業（医療給付）の情報提供
③	保育事業の充実	○障害児保育の推進

2 子どもの防犯・事故防止の推進

(1) 防犯対策の強化

【現状と課題】

近年、全国的に幼児や児童を対象とした犯罪が目立っています。また、その内容も、学校への不法侵入、両親の留守宅への侵入、路上での連れ去りなど、子どもを対象とした犯罪は多様化しています。

本市には、緊急避難所として「子ども 110 番の家」が設置されていますが、今後、子ども達に「子ども 110 番の家」の周知を進め、看板を設置するなどして、いざという時に子どもが駆け込みやすい環境をつくと同時に、不審者に対する抑止力の効果にもつながるよう進めていく必要があります。保護者や学校の取り組みだけでなく、警察・家庭・地域・関係機関が連携し、一体となった防犯対策の推進が必要です。通学路や公園に防犯灯を整備するなど、安全対策も継続して実施する必要があります。

また、学校や保育園の不法侵入に備え、不審者への対応、救急法についてのマニュアルを作成し、これを啓蒙していくことや学習会の実施も必要と言えます。さらに、小さな子どもをお預かりする保育園においては不審者の侵入などに備え、防犯カメラの設置を進めています。

【施策の方向】

①防犯体制の充実

- ・子どもが犯罪被害に遭わないよう、地域一体となった防犯体制づくりに努めます。

②防犯意識の向上

- ・地域や学校等での防犯講習会の実施や防犯に関する情報提供など、防犯意識の向上を図ります。

	施策項目	事業
①	防犯体制の充実	○「子ども 110 番の家」等緊急避難場所の設置 ○通学路や公園等の防犯灯整備 ○警察、学校、関係機関のネットワーク構築 ○児童への緊急ブザーの貸与 ○市内の保育園に防犯カメラの導入【P67 再掲】
②	防犯意識の向上	○地域安全マップの作成 ○親子防犯講習会や防犯指導の実施 ○学校、保育所等の防犯マニュアルの整備・充実 ○地域の防犯支援体制の構築

(2) 安全教育の推進

【現状と課題】

本市の平成 20 年度の子どもの交通事故件数は、未就学児 0 件、小学生 5 件、中学生 7 件となっています。子どもを交通事故から守るため、交通安全教室の実施等を通じ、子どもに正しい交通マナーを身につけさせることで、モラルの向上など交通安全意識を高める必要があります。

また、本市は公共交通手段の選択肢が少ない状況にあり、幹線道路はもとより生活道路に至るまで、自動車との共存はやむを得ない状況にあります。道路整備に対しては、カーブミラーやガードレール、信号機、横断歩道の設置、清掃活動を行うなど、交通危険箇所の整備を行いながら、交通事故防止を図ることも大切です。また既に設置されている設備の老朽化や破損等も視野に入れ、行政、警察、交通安全協会の三者が連携して、交通安全箇所の調査を実施することも必要です。

なお、多くの観光地を抱える北杜市の地域特性として、季節によって交通量の変動が多いことや土地勘のない来訪者の県内外からの乗り入れが挙げられます。加えて、冬季は道路氷結や雪道への対策も考えなくてはなりません。

車は利便性の高い生活必需品である一方、凶器であることも常に意識し、思いやりのある運転と交通事故ゼロを目指した取り組みを続ける必要があります。

また、併せて、交通事故だけでなく、子どもの日常生活における事故を防止するために、保護者の安全意識を向上させていく必要があります。

【施策の方向】

①交通安全意識の向上

- ・子どもが交通事故から身を守れるよう交通安全教育を推進するとともに、交通法規の厳守、運転マナーの向上についてのドライバーへの意識啓発を行います。

②生活事故安全意識の向上

- ・子どものふだんの生活の中で生じる怪我などの事故についての事例情報提供や、保護者への意識啓発などを行います。

	施策項目	事業
①	交通安全意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児・子どもの交通安全教室の開催 ○高齢者と子どもの交通安全教室の開催 ○小・中・高校生の交通安全教室指導者講習への参加 ○交通弱者対象の交通安全教育推進事業への取り組み ○ドライブマナー向上についての啓発事業の実施 ○交通ルールの街頭指導、マナー指導の実施 ○交通安全施設の整備・充実 ○チャイルドシート等購入補助
②	生活事故安全意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への生活事故防止への意識啓発事業（乳児セーフティ事業）の実施

(3) 児童虐待等の被害に遭った子どもの保護の推進

【現状と課題】

全国的に近年、児童虐待が後を絶たず社会問題となっています。児童虐待は、子どもの健やかな成長を阻害するだけでなく、その後の子ども達の価値観・倫理観に大きな影響を及ぼす行為であり、子どもの人権を著しく侵害する行為とも言えます。

平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律や、平成16年に改正された児童福祉法などにより、児童相談を市町村の責務として位置づけるとともに、児童相談所を深刻な虐待への対応や市町村を支援する仕事に専念させることとなりました。これにより、市町村は「要保護児童対策地域協議会」、いわゆる「虐待防止ネットワーク」を市町村担当課、児童相談所、教育委員会、警察、保育所・幼稚園、小中学校などとともに設置することが求められています。

本市においても、これまで児童虐待防止ネットワーク事業を推進してきましたが、改正児童福祉法により、対象者を要支援児童及びその保護者並びに特定妊婦を追加しています。

子どもが尊重され、子育てが大切にされる地域の推進のため、市民意識の啓発を図るとともに、行政はもとより地域社会全体で、虐待を未然に防ぐ体制づくりが必要とされています。虐待の要因となる育児ストレスの軽減と母親の孤立化の防止に向け、虐待を食い止める相談体制の充実が望まれています。

また、女性に暴力を加える男性は子どもにも暴力を加え、男性から暴力を受けた女性は子どもを虐待しやすい傾向にあり、ドメスティック・バイオレンスが家庭内での子どもに対する暴力（チャイルド・アブ्यूズ）に結びつくケースも増えています。

今後はDV防止に向けた教育や対策を実施すること、実際に被害に遭った子ども達への精神的なケア等を関係機関と連携しながら実施していく必要があります。

【施策の方向】

①児童虐待等の被害に遭った子どもの保護の推進

- ・犯罪やいじめや児童虐待等、被害を受けた子どもへの精神的なケアを実施します。

②児童虐待に関する意識啓発の推進

- ・講演会や研修等の機会を通じて、虐待が子どもに与える影響などについて意識啓発を行います。

	施策項目	事業
①	児童虐待等の被害に遭った子どもの保護の推進	○スクールカウンセラー等によるカウンセリングの推進 ○各種相談事業の実施
②	児童虐待に関する意識啓発の推進	○保護者向け意識啓発のための研修の実施

6. 杜っ子の声が響くまち

～子ども・子育てにやさしいまちづくり～

1 食育の推進

(1) 食育の推進

【現状と課題】

共働きの家庭が一般化するなか、外食で食事を済ませたり、不規則な時間に食事を摂るなど、生活習慣の乱れや不適切な栄養摂取などにより、子どもの体力・運動力の低下や低年齢肥満や高血圧、高脂血症、アレルギー疾患などの生活習慣病を患うケース増えていることが、近年、社会問題化しています。栄養指導、食生活指導の実施を通じて、生きる力を育み、自己管理能力が身につく食教育・健康教育を推進していくことで、子どもの規則正しい生活習慣の確立につながります。

食べることを理解し、自立した食生活が営める力を育てることが「食育」であり、食事の大切さとともに食べることを子どもに伝えることが大切です。加えて、衛生管理の大切さや食材の安全性について、吟味ができる知恵を学べる場づくりも重要となっています。そのためにも正しい食に関する理解を深め、啓発する必要があります。

本市においても、平成 20 年度から「次世代を担う子どもたちのため」をコンセプトに「“食と農”健康な杜づくりプロジェクト」を推進してきたところであり、さらに平成 21 年には「おはよう!! 朝ごはん宣言」を行うなど、積極的に食育を推進しているところです。具体的には、学校給食において地元の農産物を積極的に活用するとともに、エコひいき地産地消推進店制度を立ち上げ、認定されたお店について市のホームページでのPRを行い、観光振興につなげるなどの取り組みを行ってきたところです。平成 22 年度から「食と農の杜づくり課」を創設する中で、今後とも、食を核とした魅力ある「環境創造都市」を目指して、より一層の食育や地産地消事業の推進が望まれています。

【施策の方向】

①食生活と栄養に関する指導・啓発

- ・正しい健康な食生活習慣のあり方についての情報提供や親子食育教室などといった調理講習会の実施などを通し、健康な食生活習慣の啓発を行います。

②食と農健康な杜づくりプロジェクトの推進

- ・「食」と「農」に対する意識向上を目的に「食育条例」を制定します。
- ・学校や保育園における地産地消給食の拡大を推進します。
- ・子ども達が土作りから作付け、管理、収穫、調理までを体験することにより食の重要性が実感できる「教育ファーム」事業を小学生や保育園児を対象に推進します。
- ・市内で生産される農林畜産物及びその加工品を積極的に取り扱うことや地球環境にやさしい取り組みをする市内の食料品店、飲食店等を認定するエコひいき地産地消推進店制度を更に

2 子ども・子育てにやさしいまちづくり

(1) 子ども・子育てにやさしいまちづくり

【現状と課題】

本市では、人口が減少し、少子高齢化が急速に進行するなかで、子育て世代に魅力的なまちを形成して、定住や移住を促進することにより、人口減少や少子化に少しでも歯止めをかける必要があります。

このため、まず、若者や子育て中の家族が生活の基本となる職と住が地域で得られるようにし、自然豊かな地域で完結して、豊かな日常生活を送ることができるようにすることが求められており、地域での住宅の確保と雇用の確保が大きな課題となっています。また、本市は県内一の広い面積を持つことから、車などの移動交通手段を持たない子どもを中心に交通手段を確保することが求められています。さらに、子育て世代の定住を促進するためには、医療機関、商業施設、公園などの子育てに必要な機能がコンパクトに集積した生活しやすい地域づくりを推進することも必要となっています。

このことから、本市では、まず、雇用促進住宅を買収して、市営住宅とするなど、特に住宅施策に力を入れているところであり、今後は、子育て世代に配慮した住宅を提供するという視点を持ちつつ、既存の市営住宅の充実を図ることが必要です。

また、合併後 10 社程度の企業誘致を実現したところですが、地域の雇用を確保するためには、これまで以上に積極的に企業誘致を推進することが重要です。併せて、地域の企業を活性化させ、地域の雇用を拡大することも欠かすことができないため、平成 21 年度には中小企業振興基本条例を制定したところであり、今後とも、商工会などと連携しつつ、更に地域の企業の活性化に係わる取り組みの推進が必要です。

さらに、交通手段の確保・充実の観点から、現在実証運行中のデマンドバスを活用して、新たな子育て支援を実施することが必要です。

他方、本市の場合は観光地も数多くあり、県内外の人々が訪れる機会の多い地域でもあります。本市では、市民だけでなく来訪する子育てファミリーが過ごしやすいまちづくりを進めており、平成 20 年 4 月にミキハウス子育て総研より「ベビーズヴァカスタウン」第一号に認定を受けています。これを受け、さらに子育てファミリーそろって観光や自然体験を心から楽しんでもらえるような受け入れ体制づくりを進めています。

このことから、地域の子ども連れと来訪する子育てファミリー双方が楽しく過ごせる、やさしい地域づくりを進めることが重要であり、子育てファミリー向けの観光施設を増やしたり、既存施設の改修などが必要です。

日頃、大人ひとりでは不便さや危なさには気がつきませんが、妊産婦や子ども連れになった時には地域の様々な場所で不便さを感じる事が多くなっています。また、ニーズ調査の結果でも、歩道や公共施設のバリアフリー化を希望する声が挙がっていることから、子ども連れに配慮したユニバーサルデザインに基づく、都市基盤づくりを継続的に進めることが重要です。

【施策の方向】

①ベビーズヴァカスタウンの推進

- ・子ども連れのファミリーにやさしいまちづくりは、住民にもやさしいまちづくりにつながることを考慮した施策を展開します。

②施設環境の整備・充実

- ・道路整備や公共交通において、ユニバーサルデザイン（※）に配慮した整備を進めるとともに関係機関との連携を図ります。
- ・公共施設のユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、民間の集客施設などに対しても意識啓発を実施します。

③交通手段の確保・充実

- ・車などの移動交通手段を持たない小学生が現在実証運行中のデマンドバスを利用した場合、料金を無料にする小学生交通サポート事業（モデル事業）を実施します。

④住宅の提供

- ・「市営住宅長寿化計画」を策定することにより、市営住宅の充実を図ることで子育て世帯が安心して子育てができるような住宅の提供に努めます。また、併せて、市内の空き家を積極的に活用する方法を検討します。

⑤雇用の確保

- ・市内に企業を積極的に誘致することにより、地域への雇用の確保に努めます。
- ・商工会などと連携しつつ、市内企業の活性化を推進することにより、地域の雇用の拡大に努めます。
- ・新たに市内に居住し、市内企業に就職する者を支援するため、引き続き、定住促進就職祝金を支給します。

	施策項目	事業
①	ベビーズヴァカスタウンの推進	○子育てファミリー向けの観光施設への転換 ○子育てファミリー向けの観光施設におけるサービスの充実
②	公共施設等の整備・充実	○ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路・公共交通の整備 ○集客施設等へのユニバーサルデザイン導入の啓発 ○市役所へのキッズコーナー、赤ちゃん妊婦さん優先コーンの設置・子育てバリアフリーの推進
③	交通手段の確保・充実	○小学生交通サポート事業のモデル実施
④	住宅の提供	○子育て世帯が安心して住める市営住宅の提供の検討 ○市内の空き家情報の提供及び利用促進方法の検討
⑤	雇用の確保	○市内への企業誘致による雇用の確保 ○市内企業の活性化による雇用の拡大 ○定住促進就職祝金の支給

※ユニバーサルデザイン……年齢、性別、身体など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、すべての人が利用しやすいように配慮した、施設や環境、製品等のデザインをしていく考え方

3 若者への総合的な支援の推進

(1) 若者（未婚者）の交流促進

【現状と課題】

北杜市の少子化の要因の一つとして、30歳代の未婚者数の急増が挙げられます。このような未婚化・晩婚化の進展については若い男女が交流する機会が少なくなっていることが原因の一つであると考えられます。

これまで市としては、結婚相談員の委嘱や結婚祝金の支給、男女の出会いパーティ等の開催といった結婚に着目した事業は実施してきました。しかし、若者が気軽に参加できるような事業は少なかったため、市としてイベントを開催するなど、若者が参加しやすく、交流を促進することにつながる事業を推進していくことも必要な状況です。

【施策の方向】

①若者（未婚者）の交流促進

- ・主に市内の独身者を対象として、イベントを開催すること等により、若者の交流を促進します。

②結婚祝金

- ・定住人口の増加を図り、若い労働力を定着させることを目的として引き続き、結婚祝金を支給します。

	施策項目	事業
①	若者（未婚者）の交流促進	○若者（未婚者）の交流促進事業
②	結婚祝金	○結婚祝金の支給

(2) 子ども・若者を含めた一体的な支援の推進

【現状と課題】

昨今、児童虐待やいじめ、少年による重大事件の発生など、子ども・若者をめぐる環境は悪化しています。また、ニートや引きこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子ども・若者の抱える問題は深刻化しています。こうした背景を受け、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を図る必要があることから、「子ども・若者育成支援推進法」が平成 21 年 7 月に制定されました。

本計画においては、前述のとおり、思春期の健康教育の充実や児童虐待等の被害に遭った子どもの保護の推進など、子ども・若者育成支援に関する施策の方針等を定めています。これらの施策を推進・充実させていくためには、子ども・若者のライフステージに合わせたきめ細かな支援が必要となります。また、子ども・若者の抱える問題は、教育、医療、福祉、保健等、多岐にわたる問題が複雑に絡み合っていることが多いことから、関係機関・団体等が継続的、包括的に支援することが必要です。次世代育成支援施策の一体的な取り組みが求められています。

このことから、学童期・思春期及び青年期を計画の中心に置きつつも、社会的自立に困難を抱える若者の問題が広がってきている現状から、従来の次世代育成支援施策で対象としている範囲をここではさらに広げ、0 歳から概ね 30 歳未満の子ども・若者を含めた支援施策が必要となっています。

【施策の方向】

①子ども・若者支援地域協議会の設置

・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」の設置については、既存の協議会の活用を念頭に置きつつ、検討します。

②子ども・若者のライフステージに応じたきめ細かい支援の推進

・子ども・若者のライフステージに合わせて、教育機関や青少年団体等の関係機関と連携を図り、対象者に応じたきめの細かい支援方策の検討・推進に努めます。

	施策項目	事業
①	子ども・若者支援地域協議会の設置	○既存の協議会の活用
②	子ども・若者のライフステージに応じた支援の推進	○ライフステージに応じた支援方法の庁内検討組織の立ち上げ

V. 目標量

1

母子の健康の確保、相談体制の充実

(1) 出産に関する相談体制の充実

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	お産の場づくりの推進	○お産の場づくりの推進	(後期計画で追加)		検討委員会の設置	お産の場設置に向けた取り組みの推進
②	出産前後の健康診査、相談体制の充実	○母子健康手帳の活用・交付時の妊娠相談の充実	250件	200件	250件	300件
		○生活指導や栄養指導など出産前後ケア事業の実施	180件	200件	250件	300件
		○養育支援訪問事業の推進	(後期計画で追加)		10件	10件
		○新生児の訪問指導、健診フォローの実施	300件	350件	300件	300件
		○妊婦及び乳児一般健康診査費助成事業の実施	(後期計画で追加)		3,180件(延べ件数)	3,200件(延べ件数)
③	妊婦や家族の生活改善と意識啓発	○母子学級、両親学級など保健指導の充実	4回	18回	20回	20回
		○いいお産に関する食育推進事業の実施	4回	24回	5回	5回
		○妊婦の飲酒や家族も含めた喫煙の低減	4回	24回	5回	5回
④	不妊症相談、治療への対応	○不妊に関する専門相談窓口の設置・紹介	—	1カ所	1カ所	1カ所
		○不妊治療支援事業(このとり事業)の推進	(後期計画で追加)		15組	15組

(2) 乳幼児の健康管理と育児情報の提供

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	乳幼児健康診査の実施	○乳児健診の実施(4, 7, 12ヵ月児)	93.1%	100%	96.0%	100%
		○1歳6ヵ月児健診の実施	92.5%	100%	95.0%	100%
		○3歳児健診の実施	91.2%	100%	95.0%	100%
		○健診指導体制の充実	90.0%	100%	95.0%	100%
		○健診後の精密検査の実施	(後期計画で追加)		100%	100%
		○健診後の保健師による事後相談	(後期計画で追加)		実施	継続
②	歯科検診と予防指導の強化	○1歳6ヵ月児健診の実施	93.4%	100%	95.0%	100%
		○2歳児健診の実施	78.2%	100%	90.0%	100%
		○3歳児健診の実施	90.8%	100%	95.0%	100%
		○歯科予防指導の強化・充実(保育園児を対象)	50.0%	100%	95.0%	100%
③	各種予防接種の実施	○集団接種(BCG・ポリオ)の実施	80.0%	100%	52.0%	100%
		○個人接種(麻しん・風しん・三種混合・日本脳炎)の実施	65.0%	100%	91.3%	100%
④	生活指導・相談体制の充実	○生活指導・育児指導・相談体制の充実	80.0%	100%	90.0%	100%
		○母子栄養指導の実施	80.0%	100%	90.0%	100%
		○乳児セーフティ事業の実施	30.0%	100%	95.0%	100%
		○親子のびのび教室の実施	(後期計画で追加)		実施	継続
		○5歳児相談事業の実施	(後期計画で追加)		95.0%	100%
		○すくすく相談の実施	(後期計画で追加)		実施	継続

(3) 小児医療体制の充実

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	小児医療費の助成	○子ども医療費助成の実施 【P96 再掲：子ども医療費の小学3年生までの無料化の実施】	実施	拡充	小学3年生まで無料化拡充	継続
②	医療機関との連携	○小児救急医療体制の整備・PR	検討	市内1カ所	1カ所	1カ所
③	ホームドクター制の推進	○ホームドクター制の推進	推進	継続	継続	継続

(4) 地域ネットワークの整備

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	子育て支援ネットワークの整備	○母子保健地域組織育成事業の推進	3町	7町	8カ所	12カ所
		○子育て支援関係団体の育成	(後期計画で追加)		実施	継続
②	自主活動、サークルへの助成	○地域組織活動への助成	実施	継続	継続	継続
		○旧町村地域活動のネットワーク化推進	—	実施	実施	実施
③	育児ストレスの軽減と母親の孤立化防止	○児童虐待防止ネットワーク事業の推進	—	実施	実施	実施
		○DV防止対策の推進	—	実施	実施	実施
		○危機介入体制の整備	—	実施	実施	実施
		○カウンセリング等相談窓口の設置	—	実施	設置	設置

2

生きる力を育む学校教育（原っぱ教育）の推進

（１）原っぱ教育の推進と多様な人材による教育の機会づくり

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度（目標値）	平成21年度（実績（見込み値））	平成26年度（目標値）
①	原っぱ教育の推進	○確かな学力の育成事業の推進	(後期計画で追加)		15カ所	全小学校
		○健やかな心とたくましい身体の育成事業の推進	(後期計画で追加)		9カ所	全中学校
②	ブックスタート事業の推進	○ブックスタート事業の推進	(後期計画で追加)		12回	12回
		○セカンドブック事業	(後期計画で追加)		12回	12回
		○サードブック事業の推進	(後期計画で追加)		全小学校	全小学校
③	地域人材による体験・参加型教育の推進	○地域人材の活用による学校教育の活性化	19カ所	19カ所	16カ所	16カ所
④	キャリア教育の充実	○小学生による子ども参観日の職業現場見学の実施	7カ所	7カ所	15カ所	全小学校
		○中学生の体験労働による労働観の醸成	12カ所	12カ所	9カ所	全中学校

3 思春期保健対策の充実

(1) 思春期の健康教育の充実

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	生活習慣指導、正しい健康情報の提供	○生活習慣に関する指導・相談体制の充実	30.0%	100%	推進	継続
		○健康リスクについての思春期学習の充実	30.0%	100%	推進	継続
②	性教育の充実	○性・出産に関する教育・指導・相談の実施	30.0%	100%	推進	継続
③	体験学習、ふれあい教育の推進	○乳児ふれあい体験事業の実施	20.0%	100%	推進	継続
④	思春期問題を対象とした集団指導	○保護者への家庭教育講座の開催	20.0%	100%	小学校2校	全小学校 全中学校
		○親や子どもへのピアカウンセリングの実施	20.0%	100%	推進	継続
		○教育相談窓口や支援ネットワークの整備	—	実施	2カ所	6カ所

4 スポーツ環境の充実

(1) 子どもの体力づくり・スポーツの推進と環境整備

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	スポーツ指導者の充実	○スポーツ人材の活用による体育活動の活性化	6回	継続	継続	事業の充実
②	スポーツ施設の整備・充実	○スポーツ施設の整備・充実	29カ所	検討	1カ所	(見直し)9カ所

5

多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実

(1) 保育サービスの充実

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	多様な保育ニーズへの対応	○通常保育事業の充実	定員 1,182人	1,105人	1,138人	1,242人
		○延長保育事業の充実	0人	30人	0人	2カ所 (20人)
		○休日保育事業の充実	10人	20人	1人	2カ所 (20人)
		○一時保育事業の充実	40人	80人	40人	全園で実施(継続)

(2) 保育施設の整備、運営の充実

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	保育施設の整備	○施設整備計画の作成	—	作成	審議会で議論	作成・推進
		○施設整備の推進	1カ所	検討	審議会で議論	推進
		○市内の保育園に防犯カメラの導入【P100再掲】	(後期計画で追加)		市立保育園全園に導入	私立保育園も含めて市内全園に導入
②	保育に係わる人材確保と研修体制の整備	○保育人材の確保・充実	実施	継続	実施	継続
		○研修体制の整備・充実	実施	継続	実施	継続
③	市内保育園間の交流	○市内保育園間の情報交換体制づくり	—	検討	実施	継続
		○保育園間交流事業の創設	—	検討	実施	継続

6

仕事と子育ての両立支援

(1) 仕事と子育ての両立支援

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	男女共同参画意識の醸成	○男女共同参画計画の推進	17年度策定	活動推進	活動推進	活動推進
		○性別による役割分担意識への解消	フォーラム開催 1回	フォーラム開催 2回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回
		○男性の育児・家事参加への意識啓発	フォーラム開催 1回	フォーラム開催 2回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回
		○人権意識の啓発	フォーラム開催 1回	フォーラム開催 2回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回
		○「日曜子育て交流ひろば」の開催	(後期計画で追加)		年間3回実施	概ね月に1回程度実施
②	職場と家庭を両立できる環境整備	○労働時間短縮啓発事業の実施	フォーラム開催 1回	フォーラム開催 2回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回
		○育児・介護休業取得促進のための啓発事業の実施	フォーラム開催 1回	フォーラム開催 2回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回
		○企業の労務改善に係わる啓発事業の実施	フォーラム開催 1回	フォーラム開催 2回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回
		○ワークライフバランスの意識啓発の実施	(後期計画で追加)		フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回	フォーラム開催 1回 機関紙発行 1回

7

すべての子育て家庭に対する支援

(1) 子育て支援の充実

	施策項目	事業	平成 16 年度	平成 21 年度 (目 標値)	平成 21 年度 (実 績 (見込 み値))	平成 26 年度 (目 標値)
			(後期計画で追加)		—	1 ヲ所
①	病後児保育の検討・実施	○病後児保育の検討・実施	(後期計画で追加)		—	1 ヲ所
②	放課後児童クラブ、 児童館の整備・充実	○放課後児童育成健全事業の 充実	定員 383 人	定員 488 人	定員 433 人	定員 488 人
		○放課後児童クラブの運営体 制の整備	11 ヲ所	12 ヲ所	13 ヲ所	全小学校 区
		○小規模放課後児童クラブ事 業の充実	実施	継続	継続	継続
		○児童館運営の充実	6 ヲ所	6 ヲ所	5 ヲ所	継続
③	各種手当て等による 経済的支援	○出産祝金の支給	第 1 子 10,000 円 第 2 子 50,000 円 第 3 子 300,000 円 第 4 子 500,000 円	継続	継続	継続
		○保育料の第 2 子以降無料化 の実施	(後期計画で追加)		第 2 子以 降無料	継続
		○子ども医療費の小学 3 年生 までの無料化の実施【P91 再掲:子ども医療費助成の実 施】	県要綱 により 実施	拡充	小学 3 年 生まで無 料化拡充	継続
		○父子手当の支給	(後期計画で追加)		実施	国による 経済的支 援が実施 されるま での間 継続
		○公共施設や公共主催イベン トの割引	—	検討	実施中	継続
		○学校教材費の助成	—	検討	小学生 138 人 中学生 97 人	小学生 150 人 中学生 100 人
		○私立幼稚園就園奨励費の支 給	(後期計画で追加)		620,000 円	実施

(2) 交流会の確保

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	子ども達の交流機会の確保	○異年齢交流事業の実施	—	実施	実施	継続
		○児童ふれあい交流促進事業の実施	実施	継続	実施 24回/年	継続
②	多世代交流の推進	○祖父母を含む高齢者との交流事業の実施	—	実施	実施 26回/年	継続
		○保育園、学校行事、公民館での交流機会の創出	—	実施	実施	継続

(3) 支援施設・相談窓口の整備充実

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	地域の支援施設の整備・充実	○地域子育て支援センター事業の推進	2カ所	4カ所	3カ所	3カ所
		○つどいの広場事業の推進	2カ所	3カ所	4カ所	6カ所
②	相談窓口の充実	○家庭児童相談室の運営	—	設置	実施	実施
		○育児電話相談の開設	—	検討	1カ所	1カ所
		○総合相談窓口の充実・PR	8カ所	8カ所	1カ所	1カ所
③	情報提供体制の充実	○地域子育てマップや子育てガイドブックの発行・配布	—	実施	実施	実施
		○子育て専門ホームページの創設・運営	(後期計画で追加)		平成21年度中に創設	継続
		○CATVでの子育て情報の提供	—	実施	実施	実施

8

家庭、地域における教育機能の向上

(1) 家庭、地域の養育機能の向上

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	地域の子育て体制の整備	○愛育会活動の促進	3町	7町	8カ所	12カ所
		○家庭教育支援総合推進事業・親等への学習講座	1カ所	7カ所	保育園6園 小学校3カ所	全保育園、小学校、中学校
②	子どもの居場所の確保	○ファミリーサポートセンターの設置	—	1カ所	準備を実施	1カ所
		○子どもの居場所づくり事業の推進	2カ所	7カ所	7カ所	10カ所
		○放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携の推進	(後期計画で追加)		実施	実施

9

子どもの権利保障のための支援の推進

(1) ひとり親家庭への支援

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	母子家庭等の自立支援	○母子家庭等自立支援事業給付の実施	—	実施	実施	実施
		○自立支援のための相談・情報提供の実施	—	相談員配置	相談員配置	相談員配置
		○父子手当の支給	(後期計画で追加)		実施	国による経済的支援が実施されるまでの間継続

(2) 障害児支援の充実

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	早期発見と対応体制の充実	○乳幼児健診の充実	実施	継続	継続	継続
		○情報提供の充実	実施	継続	継続	継続
		○相談支援事業	実施	継続	継続	継続
②	家族負担の軽減	○障害児居宅事業(ホームヘルプサービス)給付の実施	実施	継続	継続	継続
		○児童デイサービス事業給付の実施	実施	継続	継続	継続
		○障害児短期入所事業(ショートステイ)給付の実施	実施	継続	継続	継続
		○地域生活支援事業(日中一時支援事業、移動支援事業等)	(後期計画で追加)		継続	継続
		○障害児の親の集い	(後期計画で追加)		1回	6回
		○心身障害児童・知的障害児童福祉年金支給事業	(後期計画で追加)		継続	継続
		○小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施	実施	継続	継続	継続
		○小児性特定疾患治療研究事業(医療給付)の情報提供	—	実施	継続	継続
③	保育事業の充実	○障害児保育の推進	実施	継続	実施	継続

① 子供の防犯・事故防止の推進

(1) 防犯対策の強化

	施策項目	事業	平成 16 年度	平成 21 年度 (目標値)	平成 21 年度 (実績 (見込み値))	平成 26 年度 (目標値)
①	防犯体制の充実	○「子ども 110 番の家」等緊急避難場所の設置	実施	継続	618 軒	継続
		○通学路や公園等の防犯灯整備	要望に応じ整備	継続	210 本	継続
		○警察、学校、関係機関のネットワーク構築	—	検討	連合会の開催	継続
		○児童への緊急ブザーの貸与	一部実施	全校実施	全校実施	全校実施
		○市内の保育園に防犯カメラの導入【P94 再掲】	(後期計画で追加)		市立保育園全国に導入	私立保育園も含めて市内全園に導入
②	防犯意識の向上	○地域安全マップの作成	—	検討	検討	検討
		○親子防犯講演会や防犯指導の実施	—	実施	実施	継続
		○学校、保育園等の防犯マニュアルの整備	作成	見直し	見直し	見直し
		○地域の防犯支援体制の構築	防犯診断年 2 回	継続	防犯診断年 2 回	継続

※当該委員は、北杜市次世代育成支援対策地域協議会の委員でもある

(2) 安全教育の推進

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	交通安全意識の向上	○幼児・子どもの交通安全教室の開催	安協各支部で実施	継続	専門交通指導員及び交通安全協会での実施	継続
		○高齢者と子どもの交通安全教室の開催	安協各支部で実施	継続	〃	継続
		○小・中・高校生の交通安全教育指導者講習への参加	—	検討	〃	継続
		○交通弱者対象の交通安全教育推進事業への取り組み	—	検討	〃	継続
		○ドライブマナー向上についての啓発事業の実施	安協各支部で実施	継続	〃	継続
		○交通ルールの街頭指導、マナー指導の実施	安協各支部で実施	継続	〃	継続
		○交通安全施設の整備・充実	ガードレール・カーブミラー等購入補助	継続	市及び交通安全協会での実施	継続
		○チャイルドシート等購入補助	(後期計画で追加)	180件	継続	
②	生活事故安全意識の向上	○保護者への生活事故防止への意識啓発事業(乳児セーフティ事業)の実施	(後期計画で追加)	96.0%	100%	

(3) 児童虐待等の被害に遭った子どもの保護の推進

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	児童虐待等の被害に遭った子どもの保護の推進	○スクールカウンセラー等によるカウンセリングの実施	(後期計画で追加)	実施	実施	
		○各種相談事業の実施	(後期計画で追加)	実施	実施	
②	児童虐待に関する意識啓発の推進	○保護者向け意識啓発の推進	(後期計画で追加)	実施	実施	

1 食育の推進

(1) 食育の推進

	施策項目	事業	平成 16 年度	平成 21 年度 (目 標値)	平成 21 年度 (実 績 (見込 み値))	平成 26 年度 (目 標値)
①	食生活と栄養に関する 指導・啓発	○栄養指導、食生活指導の充 実	実施	継続	実施	実施
		○正しい食に関する啓発事 業の推進	実施	継続	継続	継続
②	食と農健康な杜プロジ ェクトの推進	○食育条例の制定	(後期計画で追加)		条例 検討中	条例 制定
		○学校や保育園における地 産地消給食の拡大	(後期計画で追加)		小学校 40.0% (重量ベ ース)	小学校 60.0% (重量ベ ース) 保育園 40.0% (重量ベ ース)
		○教育ファーム事業の推進	(後期計画で追加)		小学校 1カ所 保育園 1カ所	小学校 1カ所 保育園 10カ所
		○エコひいき地産地消給食 の拡大	(後期計画で追加)		計画中	50カ所
		○広報活動の充実	実施	実施	実施	継続

2 子ども・子育てにやさしいまちづくり

(1) 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくり

	施策項目	事業	平成 16 年度	平成 21 年度 (目標値)	平成 21 年度 (実績 (見込み値))	平成 26 年度 (目標値)
①	ベビーズヴァカンスタウンの推進	○子育てファミリー向けの観光施設への転換	(後期計画で追加)		3カ所	15カ所
		○子育てファミリー向けの観光施設におけるサービスの充実	(後期計画で追加)		実施	実施
②	公共施設等の整備・充実	○ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路・公共交通の整備	計画中	順次適用	市営住宅30戸(高根みどり団地2期分)を整備/長坂・清里・小淵沢各駅周辺道路の歩道は段差に配慮	安心安全に住める住宅の設備
		○集客施設等へのユニバーサルデザイン導入の啓発	計画中	順次適用	子育てファミリー歓迎の観光施設の集約	同左施設やサービス内容の充実、歓迎施設数の増大
		○市役所へのキッズコーナー、赤ちゃん妊婦さん優先コーンの設置・子育てバリアフリーの推進	(後期計画で追加)		実施	実施
③	交通手段の確保・充実	○小学生交通サポート事業のモデル実施	(後期計画で追加)		検討	実施
④	住宅の確保	○市営住宅の提供	(後期計画で追加)		子育て世帯等の市営住宅への優先入居	安心安全に住める住宅の提供
		○市内の空き家情報の提供及び利用促進方法の検討	(後期計画で追加)		検討	実施

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
⑤	雇用の確保	○市内への企業誘致による雇用の確保	(後期計画で追加)		推進	推進
		○市内企業の活性化による雇用の拡大	(後期計画で追加)		推進	推進
		○定住促進就職祝金の支給	(後期計画で追加)		実施	実施

3 若者への総合的な支援の推進

(1) 若者(未婚者)の交流促進

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	若者(未婚者)の交流促進	○若者の交流促進事業	(後期計画で追加)		検討	実施
②	結婚祝金	○結婚祝金の支給	(後期計画で追加)		実施	実施

(2) 子ども・若者を含めた一体的な支援の推進

	施策項目	事業	平成16年度	平成21年度(目標値)	平成21年度(実績(見込み値))	平成26年度(目標値)
①	子ども・若者支援地域協議会の設置	○既存協議会の活用	(後期計画で追加)		検討	実施
②	子ども・若者のライフステージに応じた支援の推進	○ライフステージに応じた支援方法の庁内検討組織の立ち上げ	(後期計画で追加)		検討	実施

付. 資料編

1. 後期行動計画の策定経過
2. 北杜市次世代育成支援行動計画策定協議会設置要綱
3. 北杜市次世代育成支援行動計画策定協議会委員名簿
4. 北杜市次世代育成支援行動計画・実態調査（ニーズ調査）概要

1. 後期行動計画の策定経過

平成 20 年	12 月 1 日	○第 1 回策定協議会の開催
平成 21 年	1 月	○ニーズ調査実施
	5 月 22 日	○第 2 回策定協議会の開催 (ニーズ調査結果の報告)
	6 月～	○庁内の少子化対策推進本部での検討 (作業班別検討)
	8 月 12 日	○第 1 回地域協議会及び第 3 回策定協議会の開催 (前期行動計画のフォローアップ等)
	12 月 3 日	○第 4 回策定協議会の開催 (後期行動計画素案の検討)
平成 22 年	12 月	○協議会意見を踏まえた素案及び目標数値の検討
	1 月～2 月	○パブリックコメントの実施
	2 月	○第 5 回策定協議会の開催 (後期行動計画案の検討)
	3 月	○庁内の少子化対策推進本部開催 ○後期行動計画の発表

2. 北杜市次世代育成支援行動計画策定協議会設置要綱

北杜市次世代育成支援行動計画策定協議会設置要綱

平成 20 年 11 月 28 日

告示第 62 号

(設置)

第 1 条 北杜市において、すべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施するための北杜市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）における 5 年を一期としての後期行動計画の策定等を行うため、北杜市次世代育成支援行動計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉、保健、医療、教育等次世代育成支援対策に関係する者
- (3) 市内事業主等雇用環境の整備に関係する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部児童家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

3. 北杜市次世代育成支援行動計画策定協議会委員名簿

北杜市次世代育成支援行動計画策定協議会 委員名簿

順不同

所 属	役 職	氏 名
民生委員・児童委員協議会	会 長	(会長) 齊 木 正 光
〃 (児童福祉部)	部 会 長	鈴 木 今 朝 和
北杜市愛育会	会 長	粟 澤 和 江
北杜市食生活改善推進委員会	会 長	(副会長) 藤 原 香 代 子
北杜市P T A連絡協議会	副 会 長	清 水 伸 次
	副 会 長	平 木 佐 智 子
保育園保護者連合会	会 長	小 宮 山 明 美
	副 会 長	村 松 由 美
明野母親クラブ	会 長	吉 田 恵 里
企業	代 表	清 水 鐵 朗
商工会	会 長	興 水 順 彦
小学校校長	代 表	山 本 仁
保育園長連合会	会 長	井 出 敏 子
	副 会 長	渡 邊 は る み

※当該委員は、北杜市次世代育成支援対策地域協議会の委員でもある。

4. 北杜市次世代育成支援行動計画・実態調査（二一ズ調査）概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

本計画の策定に向けて、子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握することを目的として、就学前と小学生の保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。

②調査の方法

平成 21 年 1 月 13 日（火）～1 月 30 日（金）に実施いたしました。配布状況は以下のとおりです。

対象地域：北杜市全域

対象者：就学前…北杜市在住の小学校入学前のお子さんがある世帯

小学生…北杜市在住の小学 1 年生～3 年生のお子さんがある世帯

調査期間：平成 21 年 1 月 13 日（火）～1 月 30 日（金）

調査方法：就学前…保育園、つどいの広場、乳児健診で配布・回収（一部郵送回収）

小学生…小学校で配布・回収

③回収結果

回収状況は以下のとおりです。

配布別		配布数	有効回収数	有効回収率
就学前	保育園	620 人	531 人	85.6%
	つどいの広場	79 人	68 人	86.1%
	乳児健診	54 人	19 人	35.2%
計		753 人	618 人	82.1%
小学生	小学校	700 人	657 人	93.9%

※有効回答数は、回収された記入のない（または少ない）調査票を除いて集計した数

(2) アンケート結果のポイント

①保護者の就労状況

1. 平均労働時間が長く、帰宅時間が遅い父親

父親の1週当たりの平均労働時間について、就学前児童の父親の21.2%、小学校児童の父親の23.6%が60時間以上となっている。平均的な帰宅時間について、就学前児童の父親の35.6%、小学校児童の父親の41.4%が20時以降となっている。

2. 母親の多くはパート等での就労希望を持つが適当な仕事がない

現在就労していない母親については、就学前児童の母親の94.2%、小学校児童の母親の84.3%が何らかの形で就労希望を有している。そのうちそれぞれ81.1%、69.9%がパートタイム、アルバイト等による就労を希望している。

現在働いていない理由としては、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が就学前児童の母親の33.1%、小学校児童の母親の40.7%を占めている。

②保育サービスの利用希望（就学前児童調査）

1. 病児・病後児保育の利用希望が高い

利用を希望する保育サービスとしては、病児・病後児保育のニーズが一番高く25.7%を占めている。

最近1年間で子どもの病気等により保育サービスが利用できなかったことがある者が61.3%あり、その際の対処方法としては母親が休んだ割合が最も多く76.5%を占めている。

2. 約半数が土曜日の保育サービスの利用を希望。そのうち、16時台までの利用希望が一番多く、18時以降までの利用希望も多い

土曜日の保育サービスの利用希望については、44.8%が利用希望を有しており、利用開始時間の希望は8時台と9時台の割合が高く、利用終了時間については16時台と18時以降の割合が高い。

③子育て支援サービスの利用希望と満足度（就学前児童調査）

1. 児童館、つどいの広場、子育て支援センター等のサービスの利用希望が多い

利用希望のある子育て支援サービスは、「児童館」が44.3%で一番高く、つどいの広場や子育て支援センターなどの「地域子育て支援拠点事業」が24.4%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が21.8%となっている。

2. 北杜市が子育てしやすい市か否かについては「はい」と「いいえ」が約半分ずつ

北杜市が子育てしやすい市だと思うかについては、「はい」が49.2%である一方、「いいえ」も45.8%も占めている。

④ファミリーサポートセンターの利用希望

1. ファミリーサポートセンターの利用希望は2割以上

ファミリーサポートセンターの利用希望は就学前児童調査では25.7%、小学校児童調査では20.6%となっている。利用目的は就学前児童調査では「子どもの病気・ケガ等の緊急時に利用したい」が52.2%、「祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないときに利用したい」が50.3%となっており、小学校児童調査では「祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないときに利用したい」が64.7%、「子どもの病気・ケガ等の緊急時に利用したい」が36.8%となっている。

⑤その他

1. 子育てについて「楽しいと感ずることと辛いと感ずることが同じくらい」が3割程度存在し、「辛いと感ずることの方が多し」も2%程度存在

子育てについて感ずることは、就学前児童調査では「楽しいと感ずることの方が多し」が62.3%である一方、「楽しいと感ずることと辛いと感ずることが同じくらい」が31.7%であり、「辛いと感ずることの方が多し」も2.6%存在。小学校児童調査では「楽しいと感ずることが多し」が63.6%である一方、「楽しいと感ずることと辛いと感ずることが同じくらい」が29.8%であり、「辛いと感ずることの方が多し」も2.0%存在。

2. 市に対し期待する子育て支援策は「経済的支援」「医療体制の整備」「遊び場の提供」などの割合が高い

市に対して期待する子育て支援策は、就学前児童調査・小学校児童調査共に、「児童手当等の増額などの、子育てのための経済的支援の拡充」「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」「児童館や公園など子どもの遊び場の拡充」「保育所や幼稚園などの費用負担の軽減」の割合が高い。

次世代育成支援後期行動計画
子どもの声が響くまち—北杜

発行日 平成 22 年 3 月

発行 北杜市

山梨県北杜市須玉大豆生田 961-1

策定支援 株式会社サーベイリサーチセンター